

第 6 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 5 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 1 1 日 ( 金 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 5 日 )

議 事 日 程

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 第 5 号 議 案  | 宍 粟 市 行 政 不 服 審 査 会 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 2  | 第 6 号 議 案  | 宍 粟 市 消 費 生 活 セ ン タ ー の 組 織 及 び 運 営 等 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 3  | 第 7 号 議 案  | 宍 粟 市 長 寿 祝 福 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 4  | 第 8 号 議 案  | 宍 粟 市 み ん な の 心 つ な ぐ 手 話 言 語 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 5  | 第 9 号 議 案  | 宍 粟 市 駐 車 場 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 6  | 第 10 号 議 案 | 宍 粟 市 移 動 通 信 用 施 設 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
| 日程第 7  | 第 11 号 議 案 | 行 政 不 服 審 査 法 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に つ い て   |
| 日程第 8  | 第 12 号 議 案 | 宍 粟 市 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に つ い て   |
| 日程第 9  | 第 13 号 議 案 | 宍 粟 市 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 に 関 す る 手 続 及 び 効 果 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
| 日程第 10 | 第 14 号 議 案 | 宍 粟 市 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
| 日程第 11 | 第 15 号 議 案 | 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 宍 粟 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 12 | 第 16 号 議 案 | 宍 粟 市 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 及 び 宍 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                   |
| 日程第 13 | 第 17 号 議 案 | 宍 粟 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て   |
|        | 第 18 号 議 案 | 宍 粟 市 特 別 職 の 職 員 で 常 勤 の も の の 給 与 及 び 旅 費 に 関   |

		する条例の一部改正について
	第 19号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 4	第 20号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 5	第 21号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 1 6	第 22号議案	宍粟市自治基本条例の一部改正について
日程第 1 7	第 23号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 1 8	第 24号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について
日程第 1 9	第 25号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 2 0	第 26号議案	宍粟市教育研修所条例の一部改正について
日程第 2 1	第 27号議案	宍粟市教育集会所条例の廃止について
日程第 2 2	第 28号議案	宍粟市福知溪谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止について
日程第 2 3	第 29号議案	宍粟市へき地保育所条例の廃止について
日程第 2 4	第 30号議案	畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 31号議案	平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 5	第 32号議案	平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 33号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 34号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 35号議案	平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 36号議案	平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 37号議案	平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 38号議案	平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 39号議案	平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第

3号)

日程第 2 6	第 40号議案	平成28年度穴粟市一般会計予算
	第 41号議案	平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 42号議案	平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 43号議案	平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 44号議案	平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 45号議案	平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
	第 46号議案	平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 47号議案	平成28年度穴粟市下水道事業特別会計予算
	第 48号議案	平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 49号議案	平成28年度穴粟市水道事業特別会計予算
	第 50号議案	平成28年度穴粟市病院事業特別会計予算
	第 51号議案	平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
日程第 2 7	第 52号議案	定住自立圏の形成に関する協定の締結について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1	第 5号議案	穴粟市行政不服審査会条例の制定について
日程第 2	第 6号議案	穴粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
日程第 3	第 7号議案	穴粟市長寿祝福条例の制定について
日程第 4	第 8号議案	穴粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定について
日程第 5	第 9号議案	穴粟市駐車場条例の制定について
日程第 6	第 10号議案	穴粟市移動通信用施設条例の一部改正について
日程第 7	第 11号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
日程第 8	第 12号議案	穴粟市公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 9	第 13号議案	穴粟市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	第 14号議案	穴粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	第 15号議案	穴粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び穴粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

			する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	第 16号議案		宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 1 3	第 17号議案		宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 18号議案		宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	第 19号議案		宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 4	第 20号議案		宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 5	第 21号議案		宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 1 6	第 22号議案		宍粟市自治基本条例の一部改正について
日程第 1 7	第 23号議案		宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 1 8	第 24号議案		宍粟市立学校設置条例の一部改正について
日程第 1 9	第 25号議案		宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 2 0	第 26号議案		宍粟市教育研修所条例の一部改正について
日程第 2 1	第 27号議案		宍粟市教育集会所条例の廃止について
日程第 2 2	第 28号議案		宍粟市福知溪谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止について
日程第 2 3	第 29号議案		宍粟市へき地保育所条例の廃止について
日程第 2 4	第 30号議案		畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 31号議案		平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 5	第 32号議案		平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 33号議案		平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 34号議案		平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 35号議案		平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）

- 第 36号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 37号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 38号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 39号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 第 40号議案 平成28年度穴粟市一般会計予算
- 第 41号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 42号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 43号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 44号議案 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 45号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 46号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 47号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 48号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 49号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 50号議案 平成28年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 51号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
- 日程第27 第 52号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番	鈴木浩之	議員	2番	稲田常実	議員
3番	藤原正憲	議員	4番	林克治	議員
5番	飯田吉則	議員	6番	大畑利明	議員
7番	東豊俊	議員	8番	福嶋齊	議員
9番	榎橋美恵子	議員	10番	西本諭	議員
11番	実友勉	議員	12番	高山政信	議員
13番	岸本義明	議員	14番	山下由美	議員
15番	岡前治生	議員	16番	小林健志	議員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎 悦也 君	書記	前田 正人 君
書記	清水 圭子 君	書記	岸 元秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	清水 弘和 君
教育長	西岡 章寿 君	参事	西山 大作 君
会計管理者	西川 龍 君	一宮市民局長	落岩 一生 君
波賀市民局長	大島 照雄 君	千種市民局長	阿曾 茂夫 君
企画総務部長	中村 司 君	まちづくり推進部長	坂根 雅彦 君
市民生活部長	小田 保志 君	健康福祉部長	浅田 雅昭 君
産業部長	中岸 芳和 君	農業委員会事務局長	山石 俊一 君
建設部長	鎌田 知昭 君	教育委員会教育部長	藤原 卓郎 君
総合病院事務部長	花本 孝 君		

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

本日は、1万8,000有余人の犠牲者を出した東日本大震災から5年目を迎えるため、地震発生14時46分に会議を一時中断し、全員で黙禱により哀悼の意を表したいと思いますので、傍聴の皆様も御協力のほどお願いをいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日市長から、議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第5号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第5号議案、宍粟市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 皆さん、おはようございます。

審査報告をいたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第5号議案、宍粟市行政不服審査会条例の制定については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告致します。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第5号議案については、行政処分の取り消しや変更を求める際の手続を定めた行政不服審査法が、公正性や使いやすさの向上の観点に基づき大幅に改正され、平成28年4月1日より施行されます。

この法律の改正により、審査結果の妥当性をチェックするために第三者機関を設置することが義務づけられたので、新たに行政不服審査会を設置し、その組織及び運営について定めるものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は本会議に上程された際に、審査委員会の人選についてお聞きしたわけでありまして、できれば市内というふうな答弁がありました。それで、この条例自体4月1日施行というふうなことでありますから、既に委員の人選には入らなければ間に合わないのかなというふうには思うわけでありまして、そのあたりで委員の人選、一定役職等、弁護士とか行政書士とか、そういうふうな部分で名前まで決まっておれば名前も言っていたらいいと思うんですけれども、そのあたりの方向性というのがどの程度今進められておるのか、審査されておれば教えていただければと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） お答えをいたします。

ただいま岡前議員のほうから質問のありました委員の構成ですけれども、委員の構成は3人ということになっております。委員に選ばれる方は司法書士、また行政書士、弁護士などで行政事務に精通された方を予定をされています。氏名についてはまだわかっておりません。

以上であります。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。



お諮りをします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第6号議案

議長(秋田裕三君) 日程第2、第6号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第6号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を致します。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第6号議案については、消費者の安全・安心を確保するために、地域における地方消費者行政の充実・強化を進めていくことなどを目的として、消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターを設置する市町村は、組織及び運営等に係る事項を条例で定めることとなり、宍粟市でも消費生活相談体制を明確にするため、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等について定めるものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。この議案についても本会議で質疑をしたんです

けども、私が気になったのは、今度試験を受けて客観的な評価をされる資格をとられるということはいいことだと思うんですけども、その中で任期ごとに客観的な能力実証を行うというふうにあるんですけども、能力実証、この後で出てきます第13号議案の地方公務員法の改正の中には、今まで勤務評定と言われておったものが、人事評価というふうな基準に変わってまいります。それで、そういう消費者相談員というふうな専門的な知識を持った方の人事評価というふうなことを、果たして上司がきちっとできるのかなというふうなことも考えるわけでありましてけれども、そういうことで客観的な能力実証というふうなことを確認するための方策というふうなことは説明がありましたか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） そこまでの説明については伺っておりません。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第7号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第7号議案、宍粟市長寿祝福条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成28年3月1日に審査付託のありました第7号議案、宍粟市長寿祝福条例の制定については、3月3日に第19回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第7号議案は、現在、毎年9月1日を基準日とし、80歳の方に5,000円、88歳の方に2万円、100歳の方に5万円を支給していた敬老祝金支給条例と最高齢者と最高齢の御夫婦にお祝い金を贈る事業を統合し、平均寿命の伸長も考慮し、80歳の方への支給をやめ、多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬愛の意を表し、長寿を祝福するという趣旨のもと、88歳、100歳、最高齢者、最高齢の御夫婦にそれぞれお祝いの品を贈る制度に変更しようとするものです。

審査の過程で制度の変更点、特に80歳を迎える方への支給をやめるという点について、平均寿命の伸長という観点だけでなく、介護認定の状況、敬老会の参加状況等も考慮し、対象を考える必要があるとの意見が出されました。

委員会に提出された資料では、1月末の75歳以上80歳未満の方の介護認定率は14.7%となっています。この数字を多いと見るか、少ないと見るかには意見が分かれるところですが、今後も上がり続けると予測される高齢化率からも、ここは歩み寄っていただけの点ではないかと判断いたしました。

また、敬老会の参加率は近年40%を割る状況にあり、年々参加率は低くなっています。敬老会のあり方については別に協議していく必要性があります。

今回の制度改正によって生まれる約650万円について、法定受託事務など、経常的に支出されるものに使うのではなく、新たな児童、障害者、高齢者福祉施策に使うなど、使徒を明確化する必要があるとの指摘がありました。

加えて、基準日を9月1日にすることで、同学年で支給の年度が変わることの是非についての議論がありました。委員会では、今回制定しようとする条例は、これまでの敬老祝金支給条例を引き継ぐものであり、長年9月1日を基準とするサイクルで行われてきた制度であることから、委員会ではこれにかわる基準を見出すことができず、変更は難しいと判断いたしました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第7号議案、宍粟市長寿祝福条例

の制定については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。対象年齢を80歳をやめるとか、金銭給付から品物に変えるとかというふうなことで、私は到底容認できるものではないんですけども、その中で特に、今回、品物にというふうなことであります。それで、本会議の質疑では、ふるさと納税者に贈っているような品物を想定しているというふうなことであったんですけども、具体的にどのような形で品物が贈られようとしているのかとか、実際にその品物が88歳とか100歳、また最高齢者、最高齢夫婦、その方たちに喜んでもらえるような品物、その方たちが実際に楽しめるような品物、そういうものがきちっと届く保証というのがあるのかなというふうに私は思うわけでありましてけれども、そのあたりの議論はありましたか。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 委員会の審査の中では、お祝いの品の内容については、ふるさと納税の返礼品等が検討されているという段階であります。また、配付の方法についても戸別訪問をするのか、郵送するのか等々、まだ議論が深まっていない状況です。ただ、これが9月1日までには何とかその方法についてもしっかりと検討すべきというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、本案に対しまして大畑議員ほか2名からお手元にお配りしました修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、議案第7号、宍粟市長寿祝福条例に対する修正動議をさせていただきます。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、修正案を提出するものでございます。

今回の修正につきましては、原案の一部を修正するものでございまして、第3条及び第4条の改正と附則の経過措置を加えるものでございます。

3条につきましては、祝い品の贈呈の対象者を9月1日を基準日とするという提案でございますが、その中のうち88歳、100歳につきましては、それぞれ88歳、100歳を到達者をもってお祝いをするというふうに改正をするものでございます。

続きまして、第4条につきましては、祝い品の支給日も毎年9月に贈呈するというものを祝い品の贈呈は次のとおりとするというふうに改めをさせていただきます。

88歳到達者と100歳到達者につきましては、誕生日の属する月の翌月にお祝いをするというふうに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

また、1条を加えます経過措置につきましては、旧条例で対象になっておられました昨年9月2日から本年の3月31日までの間に88歳または100歳に到達された方についてもお祝い品を贈呈するというふうに追加をさせていただきたいというふうに考えます。

提案理由を申し上げます。祝い品の贈呈の対象者、とりわけ88歳、100歳の対象者については、原案では同学年であっても9月1日以前にお生まれになった方と、それ以後にお生まれになった方の間で祝い品が支給される、されないという異なった対応になることとなりますので、88歳、100歳の御長寿をお祝いするのであれば、その年齢に達した時点でお祝いするのが最もふさわしいのではないかとということを考えるからでございます。

また、先ほど申しました経過措置、旧条例で昨年の9月2日以降にそれぞれ88歳、100歳に達しておられる方について、経過措置により対象者に含めようとするものでございます。

どうか議員各位の御賛同意をいただきますようによろしくお願い申し上げます。  
以上です。

議長（秋田裕三君） 大畑議員の説明は終わりました。

続いて、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は修正案を出していただくのであれば、一番骨格の80歳、88歳、100歳のそれぞれの現金給付をなくすところについて修正を加えてもらいたかったかなあと思うんですけども、なぜその点については、100歩譲って金銭給付でなくても80歳という長寿を生きてこられた方への何らかの祝い品

というのは当然あってしかるべきものかなと思いますけれども、なぜそのあたりが修正の対象にならなかったのかということをもっと1点お聞きしたいと思います。

それと、経過措置については、これで条例による不公平感はある意味、なくなるかなというふうな部分はあるかもしれませんが、毎月該当年齢に達する方を把握して、そしてその方への祝い品を贈るといって、ある意味事務が煩雑、煩雑と言ったら言葉悪いかもしれませんが、事務が毎月必要になってくるわけでありましてけれども、そのあたりのことについてはどのように考えた上で毎月というふうなことを考えられたのか。

この点については、今までも毎年9月は老人福祉月間というふうなことで、毎日が敬老の精神がなければならぬわけでありましてけれども、特に9月は敬老福祉月間というふうなことで敬老精神を改めて思い出しましょうとか、そういう意味で学校等も通じていろいろな教育がなされていることもあります。そういうことからいっても、こういう考え方も合理的ではあるんですけども、事務の煩雑さということはどういうふうに考えておられるのかなという点、お聞きしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それではお答えをいたします。

まず1点目に、なぜ現金給付の修正案にしなかったのかという点でございますが、この現金給付につきましては、それぞれ対象であります高齢者の方々も賛否がございます。いつまでも特定の者がもらっているのかと、もっと若い人たちに何か施策を考えてもらうのがいいんじゃないかという意見もあります。私もその辺に賛同いたしまして、委員長報告にもございましたように、ここで削減する金額を一般の事業に充当するというような姑息なやり方ではなく、はっきりとした本当に高齢者が今必要とされている新たなサービスをビルドアップしていくとか、あるいは子育て世代にしっかりとお金を向けていく、そういうものに使っていくのが御長寿の方々の意向にも沿うのではないかなというふうに考えたのが1点でございます。

それと、二つ目は、確かに毎月になりますと事務が煩雑になることは承知をいたしておりますが、これは他の自治体でもこのように行っている事例がございますので、宍粟市においてもその辺の努力は職員の方々にもしていただきたいということがございます。何よりも88歳とか100歳というのは、大変9月1日まで、例えば一番早い方で4月2日に誕生日に到達された方が9月まで祝い品を届けられないというふうなことがあってはならないんじゃないかなというふうに考えまして、誕生日をお迎えになった時点でお祝いするのが最もふさわしいのではないかなというところ

で、事務の煩雑については職員の方々に御努力いただきたいと、そういった思いから提案をいたしております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で修正案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

原案反対者の発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して、第7号議案、宍粟市長寿祝福条例の制定についての反対討論を行います。

今回の条例は、敬老祝金を廃止し、80歳の5,000円、88歳の2万円、100歳の5万円を支給していたのをなくし、88歳、100歳の方のみに祝い品を贈呈するものであります。しかし、さかのぼってみますと、10年前に合併により統一されましたが、それまで一番手厚い波賀町では、70歳以上の方に毎年敬老祝金5,000円が支給され、年金収入の少ない高齢者には大変喜ばれておりました。それをさきのような制度に統一し、今回さらに対象者を減らした上に現金支給ではなく、祝い品贈呈にするという内容には憤りを感じるものであります。

平成26年度決算では、敬老祝金は860万円にすぎず、一般会計総額238億円から見ると、たった0.04%にすぎません。今年80歳になる方は戦前に生まれ、一番育ち盛りで食欲旺盛な時期に食料不足を体験されながら成長され、高度経済成長時代を支え、今の経済大国日本の礎をつくられた人たちであります。このように社会に貢献し、80年間も生きてこられた方々にお祝いをしないのは冷たい市政と言わざるを得ません。

また、市作成の資料を見ると、委員長報告にもありましたけれども、76歳から80歳までの2,165人のうち介護保険の認定率は14.7%にすぎず、85.3%の方は自立した生活をおくっておられます。81歳から85歳までの方の2,104人のうち介護保険の認定率は30.7%で7割以上の方が介護保険を利用せずに過ごされているのが実態であります。80歳前後では、まだまだ介護の必要のない元気な方が多いことが示されております。行政が言うように、介護保険にお金がかかる、そういうふうな実態ではないわけでありまして。また、敬老会の参加率は、先ほどもありましたように、75歳の対象者のうち34.4%に過ぎなくなっております。全ての人に渡る敬老祝金のよ

さを実証していると思います。

私は、現行の敬老祝金はもっと充実すべきだと思います。少なくとも廃止だけはずべきではありません。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案については、大畑議員ほか2名より修正案が提出されておりますので、修正案について採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決をします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（秋田裕三君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、第7号議案の原案について採決します。

第7号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 第8号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第8号議案、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成28年3月1日に審査付託のありました、第8号議案、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定については、3月3日に、第19回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第8号議案は、条例の前文に書かれているように、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置づけられたにもかかわらず、手話があるという認識、また手話に対する理解が進んでいない現状を鑑み、手話を言語とし



て使っている者もそうでない者も相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる宍粟市を目指し、この条例を制定するものです。

また、議案には手話施策推進会議委員の報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も含んでいます。

この条例の策定には、手話を言語として生活されている当事者、手話通訳者、公募委員を含む12名の検討委員会で議論が重ねられており、内容も当事者また市民の意見が十分反映されているものと判断いたしました。

また、条例制定後も手話施策推進会議において、推進状況を検証する場に当事者及び市民の意見反映ができる環境が用意されています。

パブリックコメントでも意見をお寄せいただいておりますが、聴覚障がいの方だけでなく、視覚障がいの方も日常の意思疎通や情報取得に不便、不利益を感じておられます。また、他の障がいの方についても解決すべきさまざまな課題があり、公的に配慮、支援すべき事案があります。障害者差別解消法が平成28年4月より施行されることもあわせて合理的配慮が必要な事例を整理し、早急に施策を検討、実施するよう委員会からも要請しているところです。

この条例を機に公的機関だけでなく、学校や事業所などでも手話に対する理解が進み、それを通じて宍粟市が障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合える地域になるよう、委員会としてもさらに努力をしていく所存です。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第8号議案、宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例の制定については、全会一致で可決すべきものと決しました。議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。本会議の質疑の中で、手話通訳者については、平成27年4月1日から1名は設置して、この条例ができることによって1名増員して、来庁者に対応というふうな説明を受けたと思うんですけども、それで手話通訳というのは、今日も来ていただいておりますように、長時間にわたる場合については、こういうふうな交代で一定時間の範囲で交代というふうなことになります。

今度、この条例に基づいて手話通訳者が2名というふうなことになるんですけども、この2名の手話通訳者の方は常勤になるのか、それとも1週間のうちで何日かずつというふうな交代制の扱いになるのか、その点お聞かせいただけたらと思います。

それと、この条例に基づいて、当然宍粟市が行うさまざまな行事についての手話通訳というふうなことも必須になるかと思うんですけども、そのあたり、学校行事等も含めたら相当数の行事があると思うんですけども、そういう行事に対する手話通訳者の派遣については、あくまで派遣側からの要請に基づくものなのか、行政側として常にそういう手話通訳者を設置するというふうな考え方を持っておられるのか、そのあたり議論をされましたらお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう1点、今回は手話通訳というふうなことに限られてくるわけでありませうけれども、耳の不自由な方については、要約筆記というふうな手段も一つの大きな情報提供の手段になりますけれども、こういうふうな要約筆記はボランティアの方で運営されているのが実態でありますけれども、こういうふうなことについては議論はされなかったのか。

以上、3点についてお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 手話通訳の方を市の庁舎に配置するということ、それが常勤であるのか非常勤であるのか、そういったところの内訳については議論がなされておられません。

ただ、実際には市内で手話通訳ができる方というのがやはりまだ限られております。ですので、この条例の制定を機にそういったところも含めて人材育成が進んでいくという、環境整備も含めて並行してやっていく必要があるかというふうに考えています。

あと、もう一つ、要約筆記等ですね。パブリックコメントでもそういったところ、点字であるとか要約筆記等、そういった意思疎通のほかのツールというか、に関しての意見もございました。そのあたりも含めて、まずは手話ということ言語として認め広げていくこと、その後そういったことも含めて普及・啓発、あと人材育成が進んでいけばいいではないかということで、特にそのあたり、詳しい議論はなされておられません。

手話通訳者の派遣については、主催者側というか、そういった行事の主催者側からの派遣要請に関してはお応えできる状況だということを確認しているかと思いま

す。それでよろしいでしょうか。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 第9号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第9号議案、宍粟市駐車場条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市駐車場条例の制定については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第9号議案については、中国自動車道山崎インター及び神姫バス山崎待合所の周辺には、駐車場などが十分に確保されておらず、高速バスや路線バスを利用される方は、バス停までの行き来に苦慮されております。

そのために、市営の駐車場として、山崎インターパークアンドライド駐車場、山崎インター自転車等駐車場、山崎待合所自転車等駐車場の3つの駐車場を設置し、供用開始に伴い、駐車場の管理及び利用に関することを定めるものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。1点だけ確認させていただきたいんですけども、本会議の答弁で、これの目的は、IターンとかUターンとかということで、定住促進のためにあるということであったんですけども、現実にはIターン・Uターンの利用者は今のところないと。それで、今現在としては実際ずっと宍粟市内の方が1名、神戸方面に通勤されている方があるにとどまっているということであったんですけども、それで間違いなかったですか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 間違いございません。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第9号議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第10号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第10号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第10号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第10号議案については、市内の不通話地区解消を目的とした宍粟市千種町西河内地区の携帯電話通話用鉄塔施設の整備が完了することから、同条例に規定する施設に当該施設を加える改正を行い、適正な管理、運営を図ろうとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7 第11号議案

議長(秋田裕三君) 日程第7、第11号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第11号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第11号議案については、行政処分の取り消しや変更を求める際の手続を定めた行政不服審査法が、公正性や使いやすさの向上の観点に基づき大幅に改正され、平成28年4月1日より施行されます。

この法律の改正により、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことによる文言の整理と宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例においては、審理員による審理手続に関する規定を適用しないで現行の情報公開審査会または個人情報保護審議会に諮問することとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第12号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第12号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第12号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告

いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第12号議案については、地方公務員法の改正に伴い、関係する条例4件の整理を行うものであります。

まず、宍粟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例においては、地方公共団体が人事行政の運営等の状況として条例で規定する公表項目に、人事評価及び退職官吏に関する規定が追加され、勤務成績の評定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、宍粟市職員等の旅費に関する条例、宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の3件においては、地方公務員法第24条第2項の規定が削除されたことに伴い、引用する条文を整理するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。



第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで休憩をとります。

午前10時40分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時26分休憩

---

午前10時40分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第9 第13号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第13号議案、宍粟市職員の分限及び懲戒に関する  
手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたもので  
あります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第13号議案、宍粟市職員の分限及び  
懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、3月2日、3日に  
総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定に  
より報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第13号議案については、地方公務員法の改正により地方公務員法第27条第2項の  
規定により、職員の意に反して分限処分の降給を行う場合には、条例でその事由を  
定める必要となったため、整理を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上  
げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。総務委員長にお伺いをいたしますが、この

条例の適用に当たっては、新たに人事評価制度が導入されるということでございまして、私、議案の質疑のときにも申し上げましたが、苦情処理に対する取り扱いがどのようにされるのかということで、その辺の総務委員会の中での議論はどのように行われたのか、お教えいただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 第13号につきましては、委員会で審査をいたしました。先ほど議員のほうから申されました苦情処理等々につきましては、1点ずつお答えをさせていただきたいと思います。

本人からの苦情対策ということで当局にお伺いをいたしました。市役所内部職員で考えておるようでございます。メンバー選任については、職員組合からも出てもらうなど、今後対応を検討したいということでございます。

それと、人事評価に恣意的なものが入らないようにということでございましたけれども、1次評価だけではなく、2次評価や本人面接や苦情処理委員会などにも取り入れるということでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第14号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第14号議案、宍粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第14号議案、宍粟市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第14号議案については、公益的法人等への職員の派遣においては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例で定めることにより職員を派遣することができることとなっております。

今回の改正は、派遣職員に対する給与の支給に関する所要の改正を行うほか、再任用職員についても、一般の職員と同様に派遣できるよう所要の改正を行うものがあります。

審査の過程において、派遣先での業務を明確にし、公費の適正な支出をするよう求め、それについては派遣先との協定書で明記することでありました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。議案質疑につきまして、この第14号議案についても質問をさせていただきたいと思うんですが、公益的法人への職員の派遣についての給与の支給を規定しようとするものでございますけども、法律の第6条では、派遣職員には派遣期間中、給与を支給しないという基本原則をうたっておりまして、その2項で地方公共団体が行う委託業務とか共同業務、そういうものに従事

する場合に限ってということで、範囲がそこで規定をされておりますけども、今回、ただいまの報告では協定によりというお話でございましたが、その業務の範囲についてはどのような審議が行われたんでしょうか、お伺いいたします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） お答えをさせていただきたいと思います。

業務の範囲につきまして、お聞きをいたしました。市の業務といたしましては、観光イベント、それから観光案内所、それと森林セラピーなどを考えておるようでございます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ただいま言われましたその観光に関してですね、それが地方公共団体の委託する業務に該当するんでしょうか。あるいは共同業務に該当するんでしょうか。それは、公益法人独自が行う業務に今回改まるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 業務に該当するようにお聞きしております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第15号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第15号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第15号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第15号議案については、学校教育法等の改正に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることにより、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第16号議案

議長(秋田裕三君) 日程第12、第16号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第16号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第16号議案については、地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、改正をするものであります。

改正の内容は、非常勤の職員及び消防団員に傷病補償年金または休業補償が支給される場合において、同一の事由で障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第17号議案～第19号議案

議長(秋田裕三君) 日程第13、第17号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第19号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第17号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第19号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案は、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第17号議案については、議員の期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正に合わせて改正してきた経緯を踏まえ、12月支給において0.1カ月引き上げ、次年度以降は、6月支給と案分して配分するものであります。

審査過程において、財政状況が厳しい現状においては、職員的生活給とは性質が異なることから、改正による引き上げは見送るべきではないかとの意見もありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第18号議案についても、特別職の期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正に合わせて改正してきた経緯を踏まえ、12月支給において0.1カ月引き上げ、次年度以降は、6月支給と案分して配分するものであります。

審査過程において、財政状況が厳しい現状においては、改正による引き上げは見送るべきではないかとの意見もありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

最後に、第19号議案については、人事院勧告に基づく改定として、平成27年4月に遡及して給料表を平均0.4%引き上げ、12月支給の勤勉手当を0.1カ月引き上げ、次年度以降は、勤勉手当の引き上げ分を6月支給分と案分して配分するものであります。

また、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る目的から、職務の複雑、困難及び責任の度合いを明確にする級別基準職務表を条例で規定することになったので、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。議員や市長等の特別職の期末手当の支給月数が



改正されるときは、大体職員の人事院勧告に合わせてというふうなことで、増えたり減ったりというふうなことが、この間あったわけでありましてけれども、これも全て今までの慣例によってずっとこられてきました。それで、先ほど可決されてしまいましたけれども、敬老祝金が廃止されて、先ほども言いましたように、860万円という予算全体から見ると、大変少ない額しか占めておらないのに削減されているような状況のもとで、一方では、私たち議員報酬と特別職の期末手当だけは人事院勧告どおりに引き上げる、これでは私は市民の理解は得られないんじゃないかなと思います。

そういう意味で、特別職と議員報酬については報酬審議会というのが設けられて議員や提案者である市長がお手盛りと言われられないような仕組みがつくられているわけでありましてけれども、慣例では期末手当については報酬審議会にはかからないということなんですけれども、今後はこういう報酬審議会に支給総額が増えたり減ったりするわけでありましてから、当然報酬審議会に私はかけるべき問題ではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、そういうふうな意見や審査が行われなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう一つは、期末手当というふうな場合に、職員の場合は期末手当と勤勉手当を合わせて、いわゆる民間のボーナス、4.何カ月間というふうな部分が支払われるわけでありましてけれども、自治体によっては特に議員の期末手当の場合は、いわゆる職員の勤勉手当分を除いて年間2.何カ月というふうなところも事実あります。そういうところから比較すると、宍粟市の場合は合併する前から各町とも期末手当ということで職員の期末手当と勤勉手当というふうなものも合わせた月数が支給されてきたわけでありましてけれども、そういうことも今まで慣例として続いてきたわけでありましてから、そういう部分についても報酬審議会に諮問をすとか、そういうふうな意見はなかったですか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報酬審議会等々に諮問するといった意見は我々の委員会では発言されませんでした。

特に、議員報酬また特別職の影響額についてはお聞きをさしていただいております。議員報酬で70万5,000円、それから特別職で24万5,000円の影響額ということでお聞きをしております。それ以上のことはお聞きをしております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第17号議案と第18号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第17号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、第18号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを合わせて反対討論をしたいと思います。

第19号議案の一般職員の給与の改正については、生活給であり人事院勧告に従い、引き上げるべき内容で勧告されたのであれば、それに従うべきであります。議員報酬と市長等の給与は生活給という考え方ではなく、今回の改正は期末手当を0.1カ月分引き上げるものです。

財政が厳しく、敬老祝金を廃止するような状況であるのであれば、議員や市長等の期末手当の支給率を増やすべきはありません。まして、前年4月にさかのぼって支給するなど言語道断です。

以上の理由で反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） これ17号と18号を一緒に言うんですか。はい。

第17号議案に賛成の討論を行います。

合併前の議員は56名いました。当時の議員は合併特例を使わず、議員定数を26名に減らして選挙を行いました。また、その後定数を20に減らし、現在は18名となっています。その上、年金も議員数が大幅に減ることから破綻し、現在は制度としてありません。その関係部分の歳費の負担も減額されております。若者の議員離れもこのような状況が反映しているものと思われ。一般職の格差も速やかに是正するよう求めて賛成討論といたします。

次に、第18号議案に賛成の討論を行います。

今回の改正は、国の改正に伴うもので、特別職も一般職と同じ扱いをするものであります。しかし、一般職との格差は依然として残っており、速やかに是正を求めて賛成といたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第17号議案を採決します。

第17号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第17号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案を採決します。

第18号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第18号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第14 第20号議案

議長(秋田裕三君) 日程第14、第20号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたもので  
あります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第20号議案、宍粟市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第20号議案については、来年度より設置する「地区コミュニティ支援員」及び「定住協力員」の報酬額を設定するものであります。

「地区コミュニティ支援員」は、広域的なまちづくり活動を行う組織を事務的に支える人材として設置されるもので、また、「定住協力員」は、宍粟市への移住、定住を促進するため、地域の空き家の情報収集や掘り起こし、さらに定住後の移住者のサポートなどを一体的に担う人材として設置されるものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回は、地区コミュニティ支援員と定住協力員の報酬を定めるものであるんですけども、これを支援員や協力員の報酬を定める前に、これらの職種の方を設置する要綱というのが当然あった上で報酬も決まってくると思うんですけども、こういうものの要綱というのは委員会に提出されたのか。私は本会議の中でそういう定めが前提としてなければならぬのではないかというふうなことをお聞きしておりますので、そのあたりどうでしたか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 要綱については、ちょっと暫時休憩してください。資料を調べます。

議長（秋田裕三君） 暫時休憩。

午前11時13分休憩

---

午前11時14分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 私の手元にごさいませんけれども、失礼をいたしました。提出されております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑ありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 委員会の資料では、私見せてもらったのは、あくまで地区コミュニティ支援員についてはその趣旨とか、設置する対象組織、そして具体的な職務について箇条的に書かれているもので、定住協力員についても同じであります。そういう意味では、要綱と言えるものではなかったように思うんですけども、要綱になりますと、当然支援員に適する人はどんな人かとか、その任命の方法とか、そういうことも含めて書かれてあるのが要綱であって、委員会資料に示されているのは、あくまで支援員の内容説明にすぎないと思うんですけども、そういう要綱等が出てきてないんであれば、きちっと要綱を当局から出していただいて、どういう仕事をされて、その金額の妥当性というのをやっぱり議論してもらわなければならなかったんじゃないかなと思うんですけども、その要綱が出てきておるんであれば、その要綱をまた配付していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 今後、委員会においてはそういうふうに取り計らわさせていただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第21号議案

議長(秋田裕三君) 日程第15、第21号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第21号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第21号議案については、現在建設工事を進めております千種B&G海洋センターについて、施設の位置、開館時間、使用料を改正しようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第22号議案

議長(秋田裕三君) 日程第16、第22号議案、宍粟市自治基本条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第22号議案、宍粟市自治基本条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

自治基本条例は、条例の内容が社会情勢等に合っているか等について5年を超えない期間ごとに検証することとしており、市では、昨年度より自治基本条例検証委員会を立ち上げ、平成27年11月に、宍粟市自治基本条例の検証結果の報告を受けられたところであります。

この委員会での検証結果を踏まえ、まちづくり協議会にかわる、まちづくりを推進する団体の位置づけを明確にするために必要な改正をしようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） すみません、自治基本条例の21条の3項で、まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるということで、別にまちづくり協議会条例という今回議案の中で廃止になっているんですけども、それにかわるもの、まちづくりを推進する団体ということの位置づけはここで確定しているんですけど、その内容についての審査、出てきた資料を見ましたけども、あれで十分と考えていらっしゃるのか。あれでまちづくりを推進する団体というものの中身が明確になっているというふうに委員会として判断したのか、そのあたりをお伺いします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） ただいま申されましたように、まちづくりに関する新たな団体につきまして、我々も慎重に審査をさせていただきました。

結果、当局が提案されておることについて、異議はございませんでした。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第23号議案

議長（秋田裕三君） 日程第17、第23号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につい



てを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたもの  
あります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第23号議案、宍粟市消防団条例の一  
部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いま  
したので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第23号議案については、広範な市域を受け持つ消防団組織において、支団の統率  
とあわせ宍粟市消防団としての指揮・命令、総合的な調整を行う上で、現行の団本  
部体制をより強固なものとするのが重要であり、団全体の調整を行う専任副団長  
を設置することが必要と判断されたことにより、所要の条例の改正を行うものであ  
ります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたしま  
す。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終  
了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第24号議案

議長(秋田裕三君) 日程第18、第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第24議案については、一宮北中学校区において、保護者・地域住民との意見交換を重ね、地区協議会により新校の開校に向けて協議などをしていただいております。このたび、開校に向けた協議が概ね終了したことから、学校設置条例の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、平成28年3月31日をもって、下三方・三方・繁盛の3小学校を廃止し、平成28年4月1日から新たに一宮北小学校を設置しようとするものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についての反対討論を行います。

私たち日本共産党議員団は、小学校の規模適正化計画が策定された段階から一貫して地域から小学校をなくすことは、地域の過疎化に拍車をかけるとして反対してきました。

また、小規模校のよさをしっかりと見て、小規模校のデメリットは宮崎県の実績がやっているグループ学習などを取り入れたら、小規模校の運営は十分可能であることも示してきました。

地域から元気を奪う小学校の統廃合は賛成することはできません。

以上の理由で反対をいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 第24号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

第24号議案は、宍粟市教育委員会の推進する宍粟市学校規模適正化推進計画のもと、各地元地域協議会の決定を受けて宍粟市立下三方小学校、宍粟市立三方小学校、宍粟市立繁盛小学校の3校を廃止し、新たに宍粟市立一宮北小学校を設置するものであり、したがって、第24号議案に賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第24号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第24号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第25号議案

議長（秋田裕三君） 日程第19、第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第25号議案については、学校規模適正化の実施に伴い、平成25年4月に土万幼稚園、平成27年4月は野尻幼稚園をそれぞれ休園としておりますが、土万地区自治会、波賀町連合自治会からそれぞれの幼稚園園舎を地域活性化の拠点施設などとして使用したい旨の要望が出ておりました。

市は、園舎跡地の活用については支援をしたいと考えており、教育委員会としても、一定の集団規模を確保し、教育効果を一層高めるため園区外就園を許可しており、総合的に判断し、土万幼稚園、野尻幼稚園を廃止するものであります。

審査過程においては、3歳児教育の実施根拠が条例から要綱になることや、3歳児教育を早急に全市で実施するべきであるなどの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、本案に対し、稲田常実議員ほか2名からお手元に配りました修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 議案第25号、宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対して修正案の提案を説明いたします。

まず、幼児教育についてですが、子どもの脳は4歳児以降も発達していきませんが、脳細胞の配線は3歳までに決まり、幼児の能力は遺伝よりも教育、環境が優先されるそうです。また、脳の発達におけるNG環境とは、刺激のない環境で子育てをすること。そういった意味でも、少しでも小さいうちから集団で毎日いろいろな出来事や幼児同士の触れ合いの中で生まれる環境は非常に重要なものと考えます。

3歳児教育の重要性は、ここにいらっしゃる皆さんも十分理解されていると思います。

今回、波賀幼稚園の3歳児教育を条例から削除し、要綱で行っていくということですが、そもそも条例とは地方公共団体がその事務について議会の議決によって制定する法規であります。しかし、要綱とは、行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たないものです。言いかえれば事務をする上で必要となるマニュアルのことです。このマニュアルとは、全ての人に対して取り扱いが異なってしまえば不公平になるため、つくられているものであります。

しかし、この条例改正は平等に3歳児教育を受けられる権利を地域がこども園に移行することを認めないと3歳児教育も行わないといった現時点で選択肢のない、波賀町の人にとっては非常に不公平な改正であります。子どもたちにとって一番大切な教育がこのように地域間で差があることは大変問題であると考えます。

また、この問題が議会の議決案件でなくなるということは、今は波賀だけの問題であるかもしれませんが、今後宍粟市全体の問題になってまいります。地域のたび重なる委員会での要望も教育委員会に理解されず、最後の砦としてこの議会に理解していただくよう波賀の人は訴えておられます。市民の代弁者である我々議会として勇気ある決断が必要です。

こども園に対して地域で合意に至っていない現在のこの状況で、この条例改正を認めるということは教育委員会への不信感が高まるものと考え、修正案の説明いたします。

議員の皆さん、よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 稲田常実議員の説明は終わりました。

続いて、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私は、この修正案につきまして、2点お伺いしたいと思います。

波賀幼稚園のみの3歳児教育を条例化するという事は、他地域との均衡を失うことになると思うが、どのようなお考えでしょうか。

二つ目は、一宮北中学校区でも認定こども園の設置に向けて地域で一定の方向性が出たことから、3歳児教育を要綱により実施されることになると思うが、そのこととの整合性はどうか。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） お答えします。

波賀のみとおっしゃいますが、今現時点で要望が出ているのは波賀地域です。今後、一宮ほかの地域で要望が出てくるときにはまた考えられますが、今の現時点でこれを外してしまうということは、その議論もなされないということで、今回その修正案を出しております。

一宮北中学校で地域でも一定の理解が得られたということですが、その理解というのは、こども園をそのまま認めるといった、そういうものではないと。やはり反対の意見を今一宮の地域では、社福に変わる場合でも、その社福を一宮の協議会で議論したいと、そういう要望も出ておりますので、社福によっては合意が得られないことも考えられますので、今後それを見守りたいと思っております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は今回の修正については、もとの条例が野尻幼稚園のみが3歳児保育を認めておるという明文があったので、これを今回削除するものでありますから、今提案者からあったような心配は当然してありました。それで、そういう意味で波賀幼稚園を3年ということをも明文化することに異議はあると思うんですけれども、ただ波賀幼稚園だけでいいのかなという思いが強いのも事実であります。この間、議論されているのは、子どもに関する保育や教育のあり方の制度が変わってから、今、1号認定、2号認定、3号認定というふうなことで子どもの保育・教育の必要性によって認定される制度に変わってきております。ということで、今問題になっているのは、1号認定を受けているのに、3歳児教育が

受けられない子どもたちが現実にいるということが法律的にどうなのか。市が提供する教育、サービスの公平性についてどうなのか。そういうふうな議論が盛んにこの間も本会議で交わされてきました。

そういうことから考えますと、私はここにとどまるのではなくて、3歳児保育をこの際、議員提案で明記するという方法もあったのではないかと思うんですけども、その点はなぜ波賀幼稚園ということにとどまったのか、その点をお聞かせ願いたいのと、先ほど同僚議員からもありましたように、3歳児教育については、要綱で定められております。この要綱の第1条というのは、大変恣意的に教育委員会がどういうふうにも理解できる、理解のしようがあるというふうな内容を含んでおることは大変大きな問題点だというふうに私は考えております。

そういうことで、例えば先ほどもありましたけども、波賀も方向性が出た、一宮北も方向性が出たというふうな教育委員会は認識を持たれておりますけれども、その方向性が出たけども、それが現実的に進まない場合、それが進まなければ3歳児保育をやめますよというふうな教育委員会が方向性、この要綱を盾に進まないのであれば、今現状やっている3歳児保育を中止しますよというふうな実際の動きがあるのかどうかですね。そのあたりは私も地元におりながら、なかなか情報は入ってこないものですから、聞いておりませんが、そういう点で、もしそういうことがあるのであれば、当然条例できちっと明記しておくべきだと思います。でも、逆にそういう動きが心配されないのであれば、かえって先ほどもあったように一宮北中校区での3歳児保育の妨げにならないのかなというふうな心配も一部分あります。そういう点ではどういうふうに考えておられるのか、考え方をお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） たくさんなんでちょっと整理します。まず、今、現に波賀地域だけで、今後どうするのかといったところなんですけども、その辺はその都度条例に上げていけばいいと思います。今現時点でこの条例から外してしまうということは、後で条例に上げるほうがもっと大変なんで、やっぱり議会としてここに携わっていかなければいけないと思ってますので、ほかの地域で3歳児教育が出てきたときも、またその都度提案したいと思います。

それから、2点目の一宮北地区とかで3歳児教育をやめるといって、別に議事録での残っているわけでもありませんから、やめると直接はっきり言ったかどうか、この場では申し上げられませんが、やはり受けとられた側が、3歳児教育はこ

ども園でないと、ここではできませんよというふうに認識されているということは、言葉は別にしても、そうととられる発言があったんじゃないかなと思っております。以上です。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で修正案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、原案賛成者に対する発言を許可します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私は賛成の立場で討論します。

第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

土万幼稚園、野尻幼稚園は地元地域の要望により、現在休園となっており、いずれも地元地域から利活用の要望もあり、今回廃止されるものであります。

なお、3歳児教育は波賀幼稚園で担保されており、したがって、第25号議案に賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 次に、原案反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第25号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についての反対討論をいたします。

教育委員会が幼保一元化計画で認定こども園をつくり、その運営主体を民間の社会福祉法人に執着しているために、小学校の統廃合は進む一方で、幼稚園は取り残されてしまった格好になってしまいました。しかし、教育委員会は、例外的措置である園区外通園を乱用して、事実上の幼稚園の統廃合を進めてきました。

また、新しい子育て制度が始まり、1号認定の3歳児は幼稚園に通園する権利があるのに、教育委員会が認定こども園にこだわるために、3歳児が教育を受ける権利を奪われている現状があります。

今回の条例改正で野尻幼稚園で行われていた3歳児教育の根拠法はなくなりました。宍粟市3歳児教育実施要綱がありますが、この要綱で3歳児教育を行うためには、地域が幼保一元化を受け入れることが条件となっています。教育委員会は、園



区外通園の乱用はやめ、3歳児の教育を受ける権利を保障し、認定こども園に執着するのではなく、地域の皆さんが望まれる子育て施設を考えるべきであります。

以上の理由で反対をいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案については、稲田議員ほか2名より修正案が提出されておりますので、修正案について採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決します。

本修正案に賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決しました部分を除く原案について採決します。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

よって、修正可決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

議長（秋田裕三君） 休憩をとります。

午後1時0分まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第20 第26号議案

議長（秋田裕三君） 日程第20、第26号議案、宍粟市教育研修所条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第26号議案、宍粟市教育研修所条例の一部改正については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第26号議案については、宍粟市教育研修所の機能強化を図るため、現在の波賀市民局2階フロアから旧野原小学校へ移転する工事が完了したため、所要の条例改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 第27号議案

議長（秋田裕三君） 日程第21、第27号議案、宍粟市教育集会所条例の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第27号議案、宍粟市教育集会所条例の廃止については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

教育集会所については、昭和44年の同和対策事業特別措置法の目的に沿って、地方公共団体の責務として旧山崎町、旧千種町がそれぞれ主体的に設置した施設であり、これらの施設を拠点として人権教育及び人権啓発に関するさまざまな事業を展開されてきました。

この間、教育集会所は、自治会活動の拠点である集会施設としても利用されてきた実態があるとともに、いずれの施設も建設年から35年以上が経過し老朽化も著しくなっていること、さらには平成14年3月31日での特別措置法の失効やソフト事業である教育集会所事業も交流・ふれあい活動に軸足をおいた、人権ふれあい学習事業との呼称変更も含め、新たな事業展開に取り組んでいるところであります。施設の今後のあり方を検討しなければならない時期となっていました。

こうした中、関係自治会や団体への説明・協議を進めてきた結果、関係自治会の理解が得られたと判断されましたので、宍粟市教育集会所を廃止するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第22 第28号議案

議長(秋田裕三君) 日程第22、第28号議案、宍粟市福知溪谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成28年3月1日に審査付託のありました、第28号議案、宍粟市福知溪谷休養センター運営基金条例及び宍粟市休養休憩施設条例の廃止については、3月4日に、第17回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

福知溪谷休養センターは、平成27年3月末まで指定管理者により施設を運営していましたが、次期指定管理者の応募がなく、施設は閉鎖状態となっておりました。今年度に入り、福知自治会より福知溪谷休養センターを、地域づくりの拠点として活用したい旨の申し出を受け、協議を重ねられてまいりました。

このたび、より地元自治会が活用しやすい環境を整えるため、宍粟市休養休憩施設条例を廃止し、また、宍粟市福知溪谷休養センター運営基金条例についても廃止をしようとするものでございます。

審査の結果、第28号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第23 第29号議案

議長（秋田裕三君） 日程第23、第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告いたします。

平成28年3月1日に審査付託のありました、第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止については、3月2日、3日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行い

ましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

へき地保育所の道谷保育所については、閉校した道谷小学校敷地内で設置していましたが、就学前児童数の減少とともに、平成23年度からは入所希望者がなくなり、現在まで休所となっております。

小学校の跡地活用については、学校規模適正化の実施に伴い地域と協議を進める中で、地域コミュニティの拠点として地域づくりのための活用検討と並行して、地域活性化の一つの手法として企業誘致の募集等を進めることの同意がされており、あわせて道谷保育所の廃止についても協議が整っています。

教育委員会においても、一定の集団規模を確保し、教育効果を一層高めるため幼保一元化を推進しており、総合的に判断し、へき地保育所の廃止をするものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止について、反対の立場から討論をいたします。

へき地保育所は、道谷小学校に併設されて校舎の一部を利用して開設されていたもので、道谷小学校が閉校された今となつては、同校での再開は不可能に近いことではあります。しかし、今、宍粟市がこれだけ移住に力を入れている中で、戸倉や道谷に子ども連れの移住者も十分考えられる中で、へき地保育所の廃止は移住促進に逆行することに繋がると考えます。

へき地保育所は廃止せず、休止扱いとするべきであると考えます。

以上の理由で反対をいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 13番です。第29号議案、宍粟市へき地保育所条例の廃止についてであります。本議案に言うところの道谷保育所は、先ほどの委員長報告にもありましたように、平成23年度の入所申し込みの児童がなく、その後も入所申し込みがないまま4年間休所となっており、さらに現在も0歳から2歳児が不在で、今後も入所見込みがないこと。そして、保育所が成り立つだけの人数の移住者を今すぐ近いうちに呼び込みますといった、そういう確信を持って言えないのが現状でございます。

加えて、同一敷地内の道谷小学校跡地については、地元の活用検討委員会による検討と並行して企業誘致活動実施を決定しており、そうしたことを考慮いたしますと、このたびの廃止決定はやむを得ないものと理解し、条例廃止の本議案に賛成するものであります。

議員各位の御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第29号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第29号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 第30号議案～第31号議案

議長（秋田裕三君） 日程第24、第30号議案、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定についてから、第31号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る3月1日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成28年3月1日に付託のありました、第30号議案、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について、第31号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についての2議案については、3月4日に、第17回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

まず、第30号議案でございますが、危険段階基準共済掛金率は、農家間や地域間で被害の発生状況が相当に異なる場合があること等を考慮し、農家の掛金負担の公平を図るため、農業災害補償法第120条の15第6項の規定により、それぞれの危険段階における基準共済掛金率を設定することとされております。

共済掛金率を設定するに当たりまして、1月26日に農林水産省告示に伴う県からの通知により、当市の掛金率が示されましたので、これに基づき改定となる掛金率の見直しを行い、今回は、平成19年から平成26年の過去8年間の各農家における平均被害率を算出し、それぞれの農家ごとの被害率に応じて3段階に区分し畑作物に係る共済掛金率を設定するものでございます。

なお、今回の改定内容につきましては、市損害評価会において3段階に分ける率の設定、最高被害率区分と最低被害率区分との開きの設定について適正である旨の答申を受けており、また、兵庫県農業共済組合連合会へ協議を行い、適切であるとの意見を2月4日に受けております。

次に、第31号議案ですが、農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価は、宍粟市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を、共済加入農家に対し賦課することになります。

今回提案のありましたものは、平成28年度当初予算に基づき算定した結果のもので、主なものでは、水稻で賦課総額259万1,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、肥育牛では、賦課総額88万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、大豆では、賦課総額37万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円を予定としております。

審査の結果、第30号議案及び第31号議案の2議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。



続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第30号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 第32号議案～第39号議案

議長(秋田裕三君) 日程第25、第32号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)から、第39号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第3号)までの8議案を一括議題といたします。

本 8 議案は、去る 3 月 1 日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君）平成28年3月1日に付託のありました、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第39号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算8議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で所管部分を分担して行うことに決定しました。

各分科会の審査は3月2日から4日にかけて行い、詳細終了後、8日に全体の委員会を開催し、それぞれ分科会の審査報告を受け審査をいたしました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

分科会では、それぞれ関係職員に出席を求め審査を行いました。

まず、総務文教分科会が審査した、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分につきましては、人事院勧告を踏まえた給料表の改定及び特別職及び議員を含む期末・勤勉手当の引き上げ改定に伴うもので、平成27年4月1日にさかのぼって支給するために必要な予算を補正するほか、特別会計に属する職員の給与改定に必要な財源として、繰出金を補正計上しております。

また、総務費では、旧三土中学校解体工事負担金や情報セキュリティ強化対策事業費、ふるさと納税の好調に伴う特産品代や積立金の増額、教育費では、一宮北小学校のプール工事について、寄附を受けた土地の農用地除外等の手続に時間を要したため、本年度工事請負費を減額して来年度予算に計上し、また、図書館費では、ささゆり号車庫設置工事を減額し、指定寄附をいただいた図書の購入費を計上しております。

さらに、繰越明許費として、情報セキュリティ強化対策事業、県有地跡地整備事業などの追加、また、国庫補助金として、地方創生加速化交付金などを計上しております。

審査の過程では、加速化交付金が主に観光事業主体で活用されているが、どうして子育て支援などに活用されなかったのかなどの意見が出され、先駆性や連携性の部分で、国に採択されやすい事業としたためであり、子育て支援などは、新年度予

算に計上しているとの回答であったとの報告がありました。

次に、第33号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の関係部分につきましては、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第34号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第35号議案、平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）についても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第36号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第37号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の関係部分についても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第38号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、第39号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）についても、人勤に伴う人件費を増額するものです。

次に、民生生活分科会が審査いたしました、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）に関係部分につきましては、マイナンバーカード関連の事業費が追加交付になったことに伴う戸籍住民基本台帳費の増額、また、平成27年度事業の精算に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、にしはりま環境事務組合負担金の確定に伴う減額、マイナンバーカード関連の国の補助金が新年度以降になることを踏まえ、繰越明許費を補正するものです。

また、国の補正予算を受け、年金生活者等臨時福祉給付金を補正、それに伴う事務費を補正するものです。

次に、第33号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に関係部分につきましては、主なものとしまして、一般被保険者療養給付費及び高額療養費を増額し、その財源として保険基盤安定繰入金などを充当するものです。

審査の過程で、療養給付費が大幅に増えた理由について当局へ説明を求めたところ、C型肝炎の高額な治療薬が保険適用になったこと、脳梗塞やくも膜下出血などの件数が増えたこと、自己負担限度額を超えた分の払戻件数が増えたこと等が原因とのことでした。これに対し、直接、間接的に医療費抑制につながる施策について全庁的な取り組みをさらに進めることを意見したとの報告がありました。

次に、産業建設分科会が審査した、第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分につきましては、まず、歳出として農林水産業費の県営圃場整備事業負担金で事業費確定に伴う減額や入札減により減額。林業関係では、造林関連の補助金の多くが県事業に随伴するもので、県予算額が満額に達し、市町割当額が減少したことに伴う減額が主なものです。

また、国の地方創生加速化交付金を活用し、宍粟彩りの回廊プロジェクト事業として彩りの回廊づくりのため、楓、桜の苗木を休耕田を活用して育成管理する費用を計上するものです。

次に、商工費では、森林セラピーの事業推進のためのPR、ワークショップやオープニングイベント関連の費用、運行路整備や公衆トイレの整備工事の補正。また、氷ノ山ツーリズム施設として坂ノ谷登山口への駐車場及びバイオマストイレの整備やバスツアーの負担金を計上するものです。

また、「ふるさと宍粟PR館」を観光・定住などの情報発信と相談窓口を設け、姫路駅前に移転オープンするための事業費を計上するものです。

また、兵庫・鳥取・岡山の三県境地域の6市町村が連携して特産品の海外展開を促進するためのプロモーション経費の負担金を追加するものです。

これら、商工費関連の予算は、国の地方創生加速化交付金を活用し、繰越明許費で補正するものです。

次に、土木費では、県道加美宍粟線整備分の道路事業費確定により負担金を減額する一方で、国の交付金を活用し、最上山公園もみじ山において楓や桜を約200本の植樹、ライトアップ設備としてライト8基を増設するため補正をするものです。

歳入の主なものとしまして、県支出金については、緊急防災林整備事業補助金や森林整備地域活動支援事業交付金などについては、県の予算額が満額に達し、県内市町割当額が減ったことにより減額をするものです。

また、財産収入では、市有林で搬出間伐の現場説明会を行い、入札したが、その他団地の施業時期と合致したことにより不落となり、中止したことによる立木売払収入の減額を行うほか、フォレストステーション波賀出資金の清算に伴う残余財産分配の返還金を追加するものです。

なお、国補正予算関連の事業とともに、各諸事情等により年度内に完成する見込みが立たない道路改良事業等については、繰越明許費の追加及び変更を行うものです。

また、債務負担行為を計上していた森林セラピー基地関連の整備工事につきまし

ては、国の地域創生加速化交付金を活用し、3月補正に予算計上することから、廃止するものです。

次に、第37号議案、平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の関係部分につきましては、公共下水道費では、国補正の配分によります上溝雨水幹線整備関連の事業費を追加計上。特定環境下水道費では、千種中央浄化センター監視制御設備改修関連の事業費確定による減額等の補正を行うものです。財源としまして、事業費確定や国の補正予算に伴う国庫補助金や下水道事業債の増減などです。

また、国補正による上溝雨水幹線整備事業のほか、下水道法改正及び下水道事業計画変更に伴い、調査概要が明確となった流域関連公共下水道管路施設調査事業、また、国県へ実施計画変更申請の必要が生じ、協議に日数を要して工事着手が遅れた千種中央浄化センター監視制御設備改築事業につきましては、年度内に完成しない見込みであるため繰越明許費を計上するものです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行い、採決しました結果、第32号議案については賛成多数で、第33号議案から第39号議案までの7議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

第32号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。日本共産党穴粟会議員団を代表して、第32号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論を行います。

まず、今回の補正予算には、さきに反対した議員と市長等の期末手当の増額分95万円が計上されております。

また、今年1月から実施されているマイナンバー制度ですが、情報セキュリティ強化対策が繰越明許となり、セキュリティが不十分なままで運用されていることとなります。

さらに、繰上償還が1億3,597万円計上されておりますが、この間3月議会には毎年のように億単位の予算が計上されているように思います。このような財源があるのであれば、保育料や学校給食費など子育て支援などの政策経費に使うべきであります。このままでは市残って市民残らずの状況が加速すると思います。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第32号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

国策であるマイナンバー制度の推進、地域創生を推し進めるためのものであることから、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第32号議案を採決します。

第32号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第38号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

議長(秋田裕三君) ここで暫時休憩します。

午後2時まで休憩します。

午後 1時46分休憩

---

午後 2時00分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開します。

日程第26 第40号議案～第51号議案

議長(秋田裕三君) 日程第26、第40号議案、平成28年度穴粟市一般会計予算から第51号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

当該12議案につきましては、去る3月1日の本会議で提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、順次発言を許可します。

創政会、12番、高山政信議員。

12番(高山政信君) それでは、創政会を代表して通告書に基づき質問いたします。

我々発言回数が3回となっておりますので、極力再質問がなきよう、明快な答弁をお願い申し上げまして質問いたします。

1点目、地方交付税について、お伺いをいたします。

合併算定替えの段階的縮減、また人口減の影響を受け普通交付税は4億3,000万円の減となっております。財政調整基金の繰り入れは行わないとのことだが、減額に伴う行政サービス、例えば市民の負担増、サービスの低下などへの影響はないか、お伺いをいたします。



2点目といたしましては、しーたん通信、しそうチャンネル通信事業の接続率・加入率についてでございます。

特に、テレビの加入率は前年度と同数値でございます。努力の跡が見られないのでございます。この通信事業は防災、また行政情報を伝える手段として欠かせないものであります。接続率100%に向けた取り組みについて、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、県立森林大学校支援事業について、お伺いをいたします。宍粟に大学校を長期にわたって取り組んできた成果が実をつけようとしております。県立ではございますが、市当局、また地元の協力なくしては語れません。大いに協力をしなくてはと思うところでございます。

そこで、その中の委託料200万円の内容、また空き家活用した宿泊施設についての考えを伺います。特に、学生にマッチした宿泊の提供にはやはりニーズ把握の必要性があると思いますが、市としてのその部分等についてのかかわりを伺います。

4点目、市民主体のまちづくり支援についてでございます。

1点目は、しそう元気げんき大作戦の事業費はなぜ大幅に削減されたのか。取り組みにくい事業であるとの指摘をしまいましたが、どのように改善されたのか、伺います。

5点目、コンビニにおける証明書などの自動交付事業についてであります。

各種証明書の発行をコンビニエンスストアで取得できることが利便性の向上と、また窓口の混乱の緩和に繋がり、対応時間の確保が図れる利点がございますが、申請受付者数が数値目標に達していない現状でございます。今後における普及啓発について、お伺いをいたします。

6点目といたしまして、再生可能エネルギー促進事業についてでございます。

申請件数の減が当初予算減額の要因と思われませんが、この事業は、本市のエネルギー自給率70%とCO<sub>2</sub>排出抑制に寄与する事業だと思いましたが、事業開始から5年が経過しているが、これまでの成果、またさらなる普及導入促進についての考え方を伺います。

7点目、外出支援サービス事業は、公共交通の運行開始、利用対象者の見直しにより大幅な予算減額になると私は思っていたが、対象者はどのようになるのかについてでございます。

8点目、楓香荘改築調査事業について、お伺いをいたします。

利用者の増を目的としての改築調査でございますが、過去10年間の利用者数の推移を伺います。また、市内の民間施設とのかかわり方についてどのようにお考えか、

お伺いをいたします。

9点目、ICT活用授業改善モデル事業についてでございますけれども、児童の学力向上への取り組みの成果、また先生方の活用の評価、それとあわせて将来に向かってですけれども、中学生への導入に対する考え方について、お伺いをいたします。

10点目、図書館運営事業に共済費、賃金の減額、前年度対比でございますけれども。また、備品購入品について、システムの変更は播磨圏連携中枢都市圏内住民の利用促進と市民の利便性の向上に繋がるということでございますけれども、もう少し詳細をお伺いしたいと思います。

11点目でございます。医業外収益事業について、お伺いをいたします。

数値目標のベッド稼働率76%の設定の考え方、また目標達成に向けての取り組みについて、お伺いをいたします。

12点目、宍粟総合病院会計について、お伺いをいたします。

当年度純損失が減っております。平成27年度3億1,000万円、平成28年度が2億500万円、予算ベースで1億円余りの改善が見られております。新たな健全経営に取り組まれたのかどうか、具体的な改善策を伺います。

最後でございますけれども、13点目、国民健康保険特別会計について、お伺いをいたします。

保険給付費が対前年度比較で1億6,000万円余りの増となっております。一方、国民保険税は6,800万円ほど減になっておりますが、今後、国保税の税率の見直し、また改正の有無についてお伺いをいたします。

以上、13点、よろしくお願いを申し上げます。

議長（秋田裕三君） 高山政信議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の高山議員の御質問、13点いただいております、9番目のICTあるいは図書館につきましては教育長のほうから御答弁させまして、残りにつきましては私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の交付税の減、あるいは財調基金、このことで行政サービスの影響はと、こういうことではありますが、地方交付税につきましては、合併一本算定による縮減や昨年実施した国勢調査による人口減、平成27年度実績などを精査する中で4億3,000万円の減少を見込んでおりますが、ふるさと納税の推進などの自主財源の確保に努めることや、効率的かつ効果的な事務事業を行うことなどにより、今のと

ころ行政サービスへの影響はないと考えております。

2点目、しーたん通信、しそうチャンネル等々、その取り組み、接続率の向上、このことですが、まず、しそうチャンネルを見てもらえる必要性を高めていくという観点で、具体的には、わかりやすく大雨警報発令時の河川水位中継などの防災情報、議会中継、行政に関する情報、まちづくり活動や学校園の行事、さらに地域イベント、スポーツイベント、投稿ビデオなど、番組の内容を充実させるとともに、画質の向上を図ることにより、効果的かつ迅速に市民の皆様さまにさまざまな情報を提供することによりまして、見てもらえる必要性を高めていきたいと、このように考えております。

次に、ウインクとの連携により加入促進活動を行うことではありますが、しそうチャンネルをまだ見られていない市民の皆様へ、ウインクによりまして個別にしそうチャンネルの魅力をお知らせし、加入の促進を図るなど、連携しながらさらに接続率の向上等に取り組んでまいってきたいと、このように考えております。

3点目の県立森林高等学校の支援の関係ではありますが、当初予算は空き家を活用した宿泊施設整備のための設計委託費、工事費、約3棟程度を計上させていただいております。京都における林業高等学校では、空き家を使ったシェアハウスや、あるいは民間による学生向けアパートなどについても整備をされておる状況であります。

今後、お話の中にもありましたように、学生のニーズを十分調査を行う中で、民間の賃貸施設あるいは空き家を使ったシェアハウス、下宿等を視野に入れて地域の皆さんや、あるいは兵庫県と協議を行いながら、多様なニーズに対応できるよう整備を進めていきたいと、このように考えております。

次に、住民主体のまちづくり、特にしそう元気げんき大作戦事業ではありますが、この制度については、地域の取り組みが継続的に行われるよう支援していくことをイメージして、平成27年度に制度改正を行ったところであります。

それに加えまして、地区コミュニティ助成事業の拡充であったり、お試し住宅定住ガイドブックの作成など、地域が元気になり、活性化するためのさまざまな施策を充実させ、展開し、地域住民の皆様が生き生きと暮らせ、誇れるまちづくりを推進していきたいと、このように考えております。

平成28年度の予算におきましても、しそう元気げんき大作戦事業に限らず、引き続き多様な施策で地域が元気になる取り組みを積極的に行ってまいりたいと、このように思っております。

5点目ではありますが、コンビニにおける証明書等の自動交付事業、この御質問で

ありますが、2月末までの個人番号カードの申請件数は今のところ低い状況で推移しておるといっていますが、申請は郵送や、あるいはスマートフォンなどにより行うことができますが、申請が少ない現状に鑑み、これまで以上に市民の皆様が申請しやすい環境を整えることと、申請方法などのPRについて、これまで以上に行うことが重要であると、このように考えております。

そのために、申請しやすい環境を整えるということのためには、スマートフォン等を使用されない方に向けては、市の窓口で証明写真の撮影ができないかなど、現在検討をしております。早急に結論を出して、できるだけ申請しやすい環境の整備を図っていききたいと、このように考えております。

6点目の再生可能エネルギーの普及事業の関係であります。これまでの成果としまして、5年間で住宅用太陽光発電システムが459件、ペレットストーブ、さらに薪ストーブを合わせまして96件などの利用がございまして、エネルギーの自給率の向上にもこの分も寄与しておるとい状況であります。再生可能エネルギーを取り巻く情勢は大きく今日変化もしておる状況の中で、その申請件数の大半を占める太陽光発電に関しましては、買い取り価格の引き下げや国による補助制度の終了などの影響から、平成23年度をピークとして住宅用太陽光発電の申請件数は減少してきておる状況であります。

しかしながら、再生可能エネルギー事業は、環境的な側面に加えまして、地域資源の活用など穴粟市が地域創生を目指す上でも大きな役割を担うと考えられます。そこで、さらなる普及あるいは導入促進としまして、個人を対象としていた事業から、環境面と地域への利益還元の両面から自治会などに対する支援が重要であると考え、平成27年度には自治会等に対する補助制度を設けたところであります。

具体的には、福知地区で進められている小水力発電や、あるいは岩野辺自治会が取り組まれておる太陽光発電などのように、地域の皆様が主体的に事業にかかわり、地域の意思を反映して取り組みが進められている事業、そういったものについてもさらに支援、あるいは普及促進を図っていく必要があるだろうと、このように考えています。

今後におきましても、エネルギー自給率70%、これを目標としながらも、当然市が率先して再生可能エネルギーを活用していくことはもとよりであります。その普及に向け推進をしていききたいと、このように考えております。

7点目の外出支援サービスの事業の関係であります。利用者の見込みにつきましては、要介護2以下で、真にバスの利用が困難な方を含めまして、現在の利用者

のおよそ半分程度になるのではないかなあと、そういう見込みをしておるところであります。

しかしながら、社会参加の促進のため、利用目的の拡充を行い、公共施設や、あるいは病院以外への利用が可能となることから、一人当たりの利用回数の増加を見込んでおりました、結果として大幅な予算減とはなっておりません。そういう状況であります。

8点目の楓香荘改築の関係の御質問であります。過去10年間の利用者の推移がありますが、原不動滝や赤西音水溪谷、さらに音水湖や氷ノ山など、自然豊かなエリアであり、食事及び入浴利用も含めた全体としましては13万人前後で推移しておる状況であります。一般宿泊数につきましては8,000人前後で推移していましたが、平日宿泊プランを売り出したことにより、平成26年度には1万人を若干超えた状況であります。

次に、民間施設とのかかわり方のことではありますが、観光ニーズも非常に変化をしておる状況でありますし、滞在型のニーズが増える見込みであることから、地域の魅力を発信し、長期滞在をしていただけるような体験型プランや民間や公の宿泊施設を次々と宿泊をしていただけるようなルートの提供を行うことによって、公の宿泊施設と民間の宿泊施設、あるいは飲食店などと共存しながら相乗効果を導き出していきたいと、このように考えております。

次に、11番目と12番目ではありますが、まず11点目の医業収益事業、この関係であります。特にベッドの稼働率、こういう御質問でありますけれども、ベッド稼働率76%設定の考え方と、達成に向けた取り組み、このことにつきましては、ベッド稼働率の設定は経営改善に向けての目標数値で、この目標達成に向けては総務省方針に基づく新公立病院改革プランの策定と、医療の質の向上に向け、日本医療機能評価機構による病院機能評価を受ける中で、信頼され親しまれる病院を目指すことで、その目標達成に繋げていきたいと、このように考えています。

12番目の病院会計のことではありますが、総合病院の当年度純損失の減少は、経営が改善しているのかという御質問ではありますが、平成27年度は平成26年度に比べて病床の利用率が11月時点で4%余り上昇しております。その要因としては、大阪医科大学からの派遣による整形外科の先生等々が関係しているのではないかなと、このように考えております。

平成26年度と平成27年度の予算の損益計算書を比較した場合、当年度純損失は平成27年度は1億円余り減額となっております。これは平成26年度は会計制度の改正

により、賞与引当金を特別損失として処理したことによるものであります。また、先ほど触れました病床利用率の上昇による収益増が純損失の減につながったものと、このように考えております。

最後に、国民健康保険特別会計のことではありますが、新年度における保険税率の見直しや改正につきましては、税の賦課の状況や国保加入者の動向などを踏まえた上で税率改正の必要性を検討したいと、このように考えております。

ただ、国民健康保険特別会計は、国保加入者が減少傾向である一方で、医療費は増加の傾向にあり、経済的には厳しい状況にあり、今後も厳しい状況が続くのではないかなど、このような予想をしておるところであります。

そのため、あくまでも可能性としてではありますが、国保税の税率の見直しや改正により負担の増加となる場合もあるのではないかなど、このように現状では考えております。

平成28年度の国保税の見直し等の有無につきましては、国民健康保険の予算編成は新年度予算編成時に医療費の動向、国保税の賦課状況の把握は非常に難しく、例年歳入歳出額がもう少し見極められる新年度の6月補正予算を提案させていただいておるところでありまして、これまでもそういう状況でありまして、動向が見極められる6月には方向を明確にお答えできるものと、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、9番目と10番目の御質問にお答えいたします。

まず初めに、ICTの活用授業によります授業改善の事業ということなのですが、学習指導におけるICT機器活用の効果につきましては、既に国などが行ってきましたさまざまな調査研究の結果などから明らかになっているというふうに思います。

本市でも魅力ある授業を創造して、児童生徒の学力向上に繋げるために、今年度、戸原小学校と波賀小学校をモデル校に選定しまして、授業におけるICT機器の活用方法について研究してまいりました。この取り組みは今年度始まったばかりで、モデル校における児童の学力向上についての検証はこれからということになりますと思いますが、しかし、指導に当たった教員の多くは、アンケート調査をしたわけですが肯定的な回答をしてくれております。

具体的に紹介させていただきますと、特に、児童の関心・意欲・態度を向上させる上で大変効果的である。また、視覚情報の提示により児童の理解を促すことがで

きるなど、特別支援教育においても大変有効な支援ツールとなる。特に弱視の児童には、教材を即座に拡大して効果的に教材を提示することができた。それから、教師がタブレットを操作し、補助を行うことで、児童は説明に集中でき、話す力も高まった。机間巡視を行いながら、式や答を提示できるので、授業の質が大きく向上したなどの意見がありました。このように授業改善は確実になされているのではないかと思います。

なお、中学校における導入につきましては、今後検討していく予定としております。

次に、図書館の運営事業予算についてですが、まず、共済費、賃金の減額につきましては、職員数に変更はないんですが、育児休暇中の正規職員の復帰等を予定しておりますのでの予算となっております。

それから、システムの変更についてですが、現在使用中の図書館システムは、平成22年4月から稼働しているもので、丸6年が経過し、5年をめぐりとしておりまして、更新期間となったということで、変更を予定しております。

このシステムは、市内の図書館、それから図書室を一体のものとして日常的に運営しているものでありまして、市民の皆様が図書を利用されるのに欠かせないシステムとなっております。図書館システムを安全に、より安定した状態で運用するために今回更新するものであります。

また、播磨圏域連携中枢都市事業としまして、平成27年11月より7市8町、36の図書館で相互利用が開始されまして、現在の相互利用者の登録数が圏域内で2,200人余りとなっております。今のところ、システムを一本化するというような方向性は出ておりませんということでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 大変御丁寧に御回答をいただきました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

1点目はよろしいですけれども、しーたん通信についてお伺いをいたします。

先ほど加入に向けてしっかり頑張っていくというお話をしていただきました。もちろん頑張っていていただいておりますと思うんですけども、特に高齢者につきましては、耳が少し遠くなってまいります。そういった意味で、目で見て防災に備えるということは大事なことじゃないかなあと思うんですけども、そのあたり、やはり耳というよりも目、視覚という感覚で是非ともしそうチャンネル、しーたん通

信ももちろんなんですけれども、接続率の向上に向けていま一度しっかりと頑張っていたきたいということで決意のほどを伺います。

また、その未加入の要因はどこにあるのかなあということなんですけれども、もちろんこの山崎町はテレビのアンテナを少し建てれば普通のテレビが入ることとございますけれども、ところが、しそチャンネル等々については入らないということで、ケーブルによる配信ということになっております。そういった意味で先ほど申し上げましたように、やはりそういう伝達手段としては有効ということで、さらなる普及ということとございます。

そういった意味で、未加入の要因をやはり突きとめていただいて、少しでも多くの方に加入していただくということが大事ではないかなと思いますので、その要因はどこにあるのか教えていただきたいと思います。

それと、森林大学校のこととございますけれども、受入体制、市長のほうからお言葉をいただきました。大変前向きに捉えていただいておりますんじゃないかなと思うんですけれども、もちろん学生さんばかりがおいでになるだろうと思うんですけれども、例えば少し考えてみたんですけれども、妻帯者の方もやはり宍粟に来て頑張るという方も中にはいらっしゃるんじゃないかなあ、勉強したいんじゃないかなあというような思いがしておりましたので、そういった方々、例えば子どもさんを連れて来られた方々、そういった受け入れもしていただいたらなというような思いがしております。

それと、もちろんこちらに来ていただいて、いろんな諸経費、当然のことながら宿泊費についても要るわけですから、そういったあたりの補助というのか、助成制度を構築したらなというような思いがしておりますので、その点どういったお考えか、お伺いをしたいと思います。

それと、まちづくりのことについてお伺いをいたしました。もちろんしそ元気げんき大作戦、しっかりとやっていこうということなんですけれども、今度、アドバイザーの方の派遣があるようでございます。しっかりとそのあたりもフォローしていただけるのかなと思うんですけれども、そのあたり少しお聞きしたいなと思いますので、お願いをいたします。

5点目にお聞きしましたコンビニ交付のこととございますけれども、なかなか申請者の数が目標数値に達してないということとございます。先般、コンビニ交付の推進を図るという意味で、コンビニでの料金の差をつけるということとございましたけれども、撤回をされたということとございますけれども、そういった影響につ



いて、今後分析をされるだろうと思うんですけれども、そういった影響は出ておるのか、出てないのか、そのあたりをお聞きをさせていただきたいと思います。

楓香荘の考え方は、私はこれでいいんじゃないかなと思うんですけれども。

続いて、教育委員会の教育長のほうから御回答をいただきましたICT活用についてでございます。先生方は効果的であり、また肯定的な考えをお持ちだということはお聞きしておりますし、また、生徒さんにも人気があるようございます。そういった意味では是非とも普及していただきたいと思うんですけれども、私ども総務委員会は武雄市のほうへ視察に参りました。武雄市は全国的にも始めてということで、小学校生徒全てにタブレット端末を配付して、また平成27年度からは中学校にも全生徒に配付したということで、全国的にも有名となっております。

ここの武雄市は、平成22年からのタブレット端末、ICT活用の授業に取り組んで、先ほど言われましたように、2校ぐらいをモデル校としてやっておられました。平成26年からスタートしておりますので、約4年半、5年ほどかけてじっくりとやっておられたようでございます。宍粟市の場合は少し早くしていただくのにこしたことはないんですけれども、1年余りということでございます。そういったことで、宍粟市の場合、先生方がそういったことに対応する研修をしっかりとやられておるのかなあというような思いがしておりますので、そのあたりお聞きをしたいと思います。

それでは、最後なんですけれども、国民健康保険特別会計について、大変流動的な部分があるとおっしゃっておりました。国のレベルでございましたら、平成30年度から新制度の円滑な実施に向けての協議をされるようでございます。それまでは大きな改正はないと思うんですけれども、市によっては柔軟性を持って取り組んでいただいておりますと思うんですけれども、そのあたり国のレベルに合わせていただけるのかどうか、そのあたり再度お聞きしたいと思います。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうで答えられる範囲で簡単にお答えしたいと思います。

まず、しーたん通信は先ほど申し上げたとおりであります。未加入の要因としては先ほど御案内のとおり、これまでもそれに入らなくてもテレビは映ると、そんな要因もありますが、より防災情報等、あるいは大雨のときの河川の中継、そういったリアルな情報提供だったり、場合によってはより魅力のある番組の提供なんかも含めて、さらに加入促進を図っていきたいと、そういうふう考えております。

それから、森林大学の関係につきましては、定住支援の全体的ないろんなプログラムを用意しておりますが、先ほどおっしゃったことの助成制度も含めて、さらに充足するものが必要な場合は現状の定住支援策を充足しながら、的確に対応することが大事なあと、こう考えております。

また、コンビニ交付で撤回したときの影響はということですが、現段階で十分な把握はしておりませんが、より利便性の高い、あるいはそういったことも含めて啓発をさらに深める中で努めていきたいと、このように考えております。

それから、国保税の関係は平成30年ということですが、県下でもいろいろ、連合会でも議論がありますが、それぞれまだ十分なところの詰めには至っていないことでありまして、いろんな課題も私も感じておりまして、今後、年度がかわりましてさらにスピードアップしながら議論が深まっていくんじゃないかなあと、こう考えております。

ただ、ありようにつきましては、先ほど申し上げたとおり、非常に現状ではなかなか厳しい状況は感じておるところではありますが、また十分議会にも御提案申し上げながら、議論をさせていただきたいと、このように考えております。

まちづくりのアドバイザーの派遣については、詳しいことにつきましては、担当部長のほうで答えさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） ICTの授業改善の件にお答えいたしますが、武雄市のほうは、子ども1人に1台ずつ持たせていらっしゃるという、かなり進んだ状態ですが、宍粟の場合は、まだ教室にタブレット1台とモニター1台と。操作するのは先生がそれを利用して授業展開をしていくというまだ段階であります。したがって、将来的には1人1台持てるようにしていきたいわけですが、平成28年度はそういう状況であります。

また、戸原と波賀のモデル校として導入しましたところにつきましては、非常に扱いやすかったということで聞いておりますし、多分小学校の先生方は早く活用になれていただくと思うんですけども、研修はきちっとするように予定しておりますので。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 市民主体のまちづくりの支援にアドバイザーをというお話だと思います。これまでも地域が主体となってまちづくりを進めてい

く上で、県の事業、あるいは市の単独事業、その中でアドバイザーを各団体ごとに派遣をしてきたという実績もございます。地域の課題を掘り起こして、あるいは解決に向けた道筋の議論、そういったものについて専門家のアドバイスを受けていくというところが大きな力となろうというふうに思っておりますし、これまでもアドバイザーを派遣をした地域については、成果も上げてきているということがございます。引き続き地域と十分連携をとりながら、この件につきましては進めていきたいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 以上で終わります。予算委員会のほうへお任せします。

議長（秋田裕三君） 創政会、12番、高山政信議員の質疑を終わります。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団、15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、平成28年度予算並びに市長の施政方針について、お聞きいたします。

今回からこういうふうに各会派代表で質疑がされるということは、議会の活性化なり本会議の活性化について大変前進ではないかなと思います。ただ、会派の人数によって時間制限がされておりますので、答弁も的確にお答え願えれば大変ありがたいかなというふうに思います。

まず最初、主に市長にお聞きしますが、施政方針の中で、市長は、国の状況について触れられております。その中で安倍政権が大きな課題にしております一億総活躍社会という言葉には触れておられますが、私たちといいますが、国民にとってはもっと大切な平和と命にかかわる戦争法のことについては言及がございません。

私は、地方自治というのも平和でこそ成り立つものであると考えております。日本が戦争する国になれば、地方自治も危ぶまれると思います。自民公明で強行成立させられた戦争法は、明らかに日本国憲法第9条の戦争放棄と戦力及び交戦権の否認に違反するものであります。市長はこの戦争法について、どのような認識を持っておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、公共交通について、お聞きいたします。

公共交通については、その利用が始まってから広報等で毎月の利用状況が報告されております。しかし、なかなか利用が伸び悩んでいる路線もあります。このことはこの間の一般質問でもやりとりがされておりますけれども、それはやはり不便なダイヤが影響していると思います。それぞれの旧町ごとでそれぞれの地域に合った

地域のスポーツ施設や温泉、医療機関、小売店などを経由する循環バスを走らせた  
ら、そういうふうな悩みも解消されると思うんですけども、そのあたり市長はど  
のようにお考えでしょうか。

次、3点目、子育て支援についてであります。

子どもを育てる環境整備において、保育所の保育料の負担というのが大変大きな  
ウエートを占めております。まして若い子育て世代は、まだ給料も低く、保育料の  
負担が大変重くなっているというのが現実であります。

市長は、この間も何回も取り上げられておりますけれども、人口減少に対する非  
常事態宣言を言われております。私は、子育て環境をよくするという意味では、保  
育料の完全無料化ということが大変大きな意味を持つ施策だと思いますが、市長は  
どのようにお考えでしょうか。

続いて4点目、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

後期高齢者医療制度の懇話会というのがあるそうで、その中の資料を見ますと、  
平成27年度に歯科健診を実施しているのは41自治体中33自治体であります。残  
りの8自治体は実施していないとの統計資料がありましたけれども、宍粟市はその  
8自治体の中の一つに入っております。

高齢者の健康において口腔ケア、入れ歯の管理でありますとか、今まだ残ってい  
る歯、8020運動というのもありますけれども、口腔ケアというのは健康にとって大  
切であります。そういう意味では宍粟市も早急に取り組む課題の一つではないかと  
思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

最後、貧困対策についてお聞きいたします。

貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの学習支援事業がありますが、この前の担  
当委員会からの報告では、市はその事業に取り組まないということであります。貧  
困の連鎖を断ち切るということは、一般質問でありましたように、要保護・準要保  
護世帯への手厚い補助、そういうこと抜きには考えられないわけでもありますけれ  
ども、なぜこのような大切な事業を教育委員会とも相談せずに担当部署だけで実施  
しないというふうなことを決められたのか、お聞きするものであります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 会議の途中ですが、ここで会議を一時中断します。

5年前の今日、東北の太平洋沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、地震  
による建物の崩壊と巨大津波は、そこに暮らす人々の平和な暮らしを一瞬にして奪  
い去りました。

この震災による被害は死者・行方不明者1万8,880人にのぼり、また、いまだに避難生活を余儀なくされている方は復興庁によると、本年2月12日時点で17万4,000人となっております。さらに、福島第一原発の放射能漏れにより、住み慣れたふるさとを追われた方々を思うとき、この震災被害の大きさと復興の困難さに深い悲しみと自然の脅威を感じるところであります。

本日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5年がたつにあたり、犠牲になられました方々に対しまして哀悼の意を表するとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈りを申し上げますところであります。

皆さん、御起立をお願いいたします。

黙禱。

( 黙 禱 )

議長(秋田裕三君) お直りください。着席願います。御協力ありがとうございます。

それでは、会議を再開いたします。

岡前治生議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 日本共産党宍粟市会議員団代表の岡前議員さんの御質問にお答え申し上げます。

5点いただいておりますので、それぞれ御答弁申し上げます。

1点目の国政の認識のこの関係であります。

昨年は、広島・長崎への原爆投下と第2次世界大戦が終結してから70年という節目の年でありました。改めて平和の尊さ、あるいは命の大切さを考えさせられた年であったと思っております。

市では、8月に市政10周年記念事業と戦後70年平和事業として映画「アノギリにたくして」を上映し、市民の皆様とともに平和について考える機会を設けさせていただきました。

国会で成立をしました平和安全法関連2法につきましては、国の外交、防衛等にかかわるものでありまして、国政レベルの問題でもありますが、国の重要な問題でもあります。地方公共団体の長として、また個人としても二度と戦争を起こしてはならない、そして、我々国民あるいは市民含めてであります。平和な暮らしを守らなければならない、その思いは強く持っているものであります。

2点目の公共交通の御質問であります。今回の公共交通の再編は交通弱者への

利便性の向上、交通空白地の解消を図るため、再編を行いました。そのため基本的には、病院・公共施設・商業施設・金融機関等、日常生活を支えるところにはアクセスするよう再編を行い、現在運行しておるところであります。運行開始後、さまざまな御意見もいただいておりますし、本議会の会期中からもいろいろ御意見もいただいております。それら総合的に判断をし、また御意見のありましたスポーツ施設・温泉等、そういったことも含めてであります。総合的に判断して宍粟市の地域公共交通会議で協議をする中で、御期待に応えるよう努力をしていきたいと、このように考えております。

3点目の子育て支援であります。子育て環境をよくしようという思いは私も同感でありまして、ただ、無償ということではなく、その方向については何ら異議あるところはありません。是非その方向を向いて施策を進めていきたいという思いであります。

その中で、3歳以上の保育料につきまして、平成29年度以降の消費税アップに伴う増収分の財源として国のほうで検討がなされているところでもあります。そのような中、平成28年度から新たに年収360万円未満相当の世帯を対象に多子計算に係る年齢制限を撤廃して、第2子保育料を半額、第3子以降を無償化に、また、ひとり親世帯については第1子保育料を半額、第2子以降無償化となります。

兵庫県では、市と共同で年収640万円未満相当の世帯を対象に、国の軽減措置を受けない第2子以降の保育料の一部を助成する制度を新たに始めます。一部の市町では、国の無償化の方針を前倒しして独自に支援する動きが広がっていますが、宍粟市としましては、産み育てやすいまちづくりのために保育料の負担はできるだけ少ないほうがよいと、こういうことは言うまでもありませんが、安定した保育事業を継続していくため、また、公平性の観点から含めて一定の御負担をしていただいております。よろしくようお願い申し上げたいと思います。

4点目の後期高齢者医療事業特別会計予算、その関係で特に口腔ケアの御質問であります。

老人会や健康教室においては、歯科の大切さを啓発したり、特定健診会場では平成26年度から高齢者に限定せず、健診者の中から希望者を対象に歯科衛生士による口腔ケア相談や啓発等を行っておりますが、歯科医師による健診には至っていないのが現状であります。口腔ケアの重要性は十分理解をしております。平成28年度以降につきましては、歯科医師会と相談しながら、このことについて進めていきたいと、このように考えております。

5点目の子どもの学習支援事業のことです。貧困対策ということで昨日以来もいろいろありますが、子どもの学習支援事業につきましては、単なる学習指導にとどまらず、子どもの生活支援を含めた居場所づくりとしても位置づけられておるところであります。法施行を踏まえ、この間一定の専門性を持ったスタッフの確保や集合型で実施するのか、訪問型で実施するのか、また、直営か委託かなど実施に向けての検討を行っておりますが、課題も非常に多くあります。平成28年度の実施には至っておりませんが、平成29年度の実施に向けて引き続き宍粟市の地域性と対象者のプライバシーに最大限配慮した形での事業実施について、検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。まず、戦争法という言い方を私たちはしますけれども、市長もある意味政治家であります。私たちも政治家であります。そういう意味では、市長として今回のこの戦争法、あえて戦争法という言い方を私はしますけれども、この戦争法が憲法9条に違反している。これは多くの憲法学者の方も言われていることでもあります。それは国会のニュースを見ていただいたらおわかりのとおりであります。そういう意味から考えますと、今回のこの戦争法というのは、大変大きな意味を持つわけですね。ですから、やはり一政治家として市長はこの問題に対してどういうスタンスを持っておられるのか。そのことは大変重要なわけですね。一般論として、二度と戦争を起こさないとかというふうなことは、安倍首相も言われます。でも、実際はそうではないということが言われておるわけですね。ですから、市長として今回成立した法律というのは、憲法9条に照らしてどういうふうに思われているのか、このことをひとつ明確に答えていただきたいと思えます。

次、公共交通についてでありますけれども、毎月広報に利用状況が詳しく掲載されております。それで、私、まだ十分定着した状況ではないということはありますけれども、一つの傾向が読み取れるんじゃないかなというふうに思いました。それは、毎日月曜日から金曜日まで運行されているところは概ね乗車率が高い。それと、山崎管内の線については、終点がそれぞれこの市役所になっておりますけれども、その間の経由地として総合病院、図書館が必ず入っているんですね。そういうことからいっても、相当利便性が高い路線になっている。要は乗り換えずにその目的が果たせるわけですよ。

でも、一方、私たちが住んでいる北部地域、それと一部山崎の与位地域ですか、

梯地域とかありますけれども、そういう一部の地域は2回、3回と乗り換えなければ目的地に、大きな目的地の一つであるから総合病院を例えますけれども、総合病院には行けないというふうな路線になっているんですね。しかも、曜日が1週間に2日、そして行きが3便、帰りも3便、こういうふうな限られた中でなかなか利用が進まないのは、私はこの状況を見ても当然ではないかなと思います。

それで、実際にこの地元の診療所に行ったときにお聞きした話ですけども、来るときはその市のバスを使って来たけども、帰りのバスというのは1時間以上待たなければならないから、もう歩いて帰るしかないんだと言って帰られておられる方がありました。せやさかい、最低限待つとしても30分が限界だと思うんですね。実際に市がつくられたバス路線についても乗り継ぎが30分以内のバスについては書かれております。ですから、30分ぐらいの待ち時間があれば乗り継いでというふうな感覚も起きようかと思うんですけども、1時間ということになると、果たしてそれだけの時間をつぶせるようなことが北部地域で実際にできるかどうか、そういうことをしっかりまた考えてもらいたいと思うんですね。

ですから、今言ったようなことを3年間試行して、その結果を見てということではなくて、やっぱり随時私たちも議会報告会でたくさんの意見を聞きました。市長もたくさん聞いておられると思います。ですから、やっぱりそういうことを一つ一つ具体的に改善しながら、利用しやすいものにしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、再度その2年間なり3年間なりの試行期間を経てというふうなことにこだわり続けられるのか。それとももっと、地域性もありますから、その地域性によって利用しやすいものにしていただけるのかどうか、その点再度お聞かせ願いたいと思います。

次、子育て支援について聞きますけれども、平成28年度の予算を見てみましたら、幼稚園の保育料も入れて、全体で保護者が納める分というのは1億8,810万円ですね。これを多いと見るか少ないと見るか、先ほど言われた第1子から半額になるひとり親の世帯とか、360万円以下のそういう世帯とか、確かに軽減策が講じられております。しかし、年収360万円の世帯というのは相当低いと言わざるを得ない世帯だと思うんですね。それで、保育料の保育算定というのは、所得税で計算されますから、2人の税金が合算されて、それによって出てくるものですから、1人がパートで働かれて、あまり多くない給料であっても、130万円を超えると相当な所得税の金額になってしまうわけですね。ですから、保育料が例えば3歳未満児でした



ら5万6,000円というふうな大変高い中で、本当に保育料の負担がパート収入があっても消えてしまうというふうな現実が実際あるわけですね。ですから、やっぱりそういうことをなくしていかなければ、子育て環境って最低限3人産んでもらわなければ人口というのは理屈上増えないわけですから、やっぱり3人以上産んでいただけ、そういう環境を市が来年からとか、再来年からとか言うんではなしに、今年からやっぱりやっていかなければ、今、宍粟市に住んでいる人を大切にしなければ、その人たちはもっと利便性のいいところへ別に変わっても何も影響ないわけですよ。ですから、今、宍粟市で子育てをしている人がいかに大切にしていくか、このことが私は今緊急に求められている、市長が非常事態宣言をされるような緊急性が求められている一つの大きな課題だと思いますが、市長の決意をお聞きしたいと思います。

それと、後期高齢者医療についてでありますけれども、私も知らなかったんですけども、この平成27年度の兵庫県後期高齢者医療制度懇話会、この資料を手に入れることができ、初めて知ったんですけども、歯科健診の申請の有無というふうなことがあって、その中で宍粟市は実施していない8自治体のうちの一つになっています。やはりこういうことのお年寄りの健康を支える、健康寿命を長くするという意味でも、どうしても取り組まなければならない事業なんですね。ですから、取り組まなければならないという姿勢は言われましたけれども、実際には予算化まではされてないんじゃないかなと思う。そこまで予算化されているのであればいいですけども、予算化はされているのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

それと、貧困対策についてでありますけれども、子どもの学習支援事業というのは、本当に貧困の連鎖を断ち切るためには大切なことなんですよ。私も子どもを3人育ててきましたけれども、やっぱりそこで学習塾へ行ける余力があるか、余裕があるかとか、そういうことが全て子どもの学力と残念ながら関係しているというのが実態なんですね。ですから、本当に子どもの学力をしっかりとつけてあげられる施策をとることが、貧困の連鎖を断ち切る一つの大きな力になっていくわけですよ。それを関係部署は健康福祉部だったかなと思うんですけども、そういう部署で貧困対策としての事業は、これは都市部に合致した事業だから田舎では行えない、そういう子どもたちだけを残すということとはできないという、そんな単純な考え方でこの事業をやらないというようなことを決めるということ自体、あまりにも軽率な対応だと思うんですね。当然、専門である教育委員会とも相談して、どうい

うふうなあり方、都市部では大学生のボランティアに頼るとか、学校の先生のOBに頼るとか、いろんなことでいろんな公共施設も使いながら、お金のかからない方法で子どもたちに教えておられますよ。だから、そんな事例がたくさんあるのに、そのプライバシーということを上段に掲げたら、こういう事業はできませんというふうな、そんな単純な考え方ではあまりにも行政として情けないと思うんです。ですから、来年、再来年と言わずに、本当に待たなしの問題なんです。1年遅ければ1年、その部分だけまた貧困の連鎖が続く、こういうことに繋がっていくわけですから、今年からしっかり取り組むという姿勢を見せてください。

以上です。答弁を求めます。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まず、国政の平和安全法制関連二法の関係であります。冒頭にも申し上げたとおりでありますけども、まさに地方自治はそれこそ平和でなかったらあかん、これはそのとおりだと思います。

また、憲法9条の解釈の問題について、私は、私自身として思いはありますが、市長としての見解については差し控えていきたいと、このように考えております。

ただ、日本の国の政治について大いに国民一人一人やっぱりいろんな期待があって今日あると思うんですが、これまで先人が培ってこられた平和なこの社会、あるいは民主主義、これについては当然国政の政治の中においても守っていかないと、こんな思いは持っております。決して私は戦争はあってはならないと、こういうことについて、これは毅然として私自身は思っておるところであります。

2点目の公共交通であります。かつて岡前議員も特別委員長としていろいろ御提言もいただきました。できるだけ速やかにということで、少し時間はかかったんですが、去年の秋、ああいう形でした。ただ、あれは決して万全でないというふうにそれぞれ私たちも考えております。

先ほどおっしゃったように、いろんな接続の問題や時間の問題もあります。これまでも全部いろいろ課題もそれぞれいただいておりますが、勢い全部解決に至ると思っておりますが、先ほどおっしゃったような方向で一つ一つ階段を上っていく中で、利便性も含めてでありますし、あるいは観光の問題やら、いろんなことを含めて、あるいは医療への接続、そういったことも含めていろいろ公共交通会議の中でも議論を深めていって、よりよいものに高めていきたいと、このように考えております。

今4カ月ちょっとでありますし、その期間がどうのこうのというのではなしに、

1年や、あるいは3年で見直しというより、私は随時見直しながら悪いところは事業者とも十分協議して変えていく必要があるだろうと、このように思っておりますので、今後自治会長さんや地域の皆さん、各種団体の皆さんからも、あるいはいろいろ乗っていらっしゃる皆さんからも御意見をいただく中で、いろいろ聞いていきたいと、このように思っています。

また、私もできるだけいろんなところへバスに乗らせていただいて、実際に乗っていらっしゃる方からも聞いております。ちょっと時間とって申しわけないんですが、そういう形でこれから調整をしていきたいと、このように思います。

それから、子育て支援は私もその思いは全くそうでありまして、何も前送りするものでもない、緊急を要するということは十分自覚しております。ただ、申し上げたとおり、現段階では全てを無償というのにはなかなか至らないということでありましたが、今後、子育てしやすい環境に向けて、さらに推進をしていきたいと、このように思っています。

それから、後期高齢者については、平成28年度以降ということではありますが、できるだけ早い段階、歯科医師会とも十分調整しながら、その方向で進めていきたいと、このように思っています。

子どもの学習支援は、貧困の連鎖を断ち切るというのは当然のことでありまして、平成28年度の実施には至っておりませんが、平成29年度実施に向けて、また前倒しできるようにであれば、前倒しということも含めて実施に向けて検討を加えていきたいと思っております。

ただ、予算のことについては担当部長のほうから答弁します。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 最後の貧困の関係、子どもの学習支援事業ことで御質問を受けました。委員会のほうでもこのことについていろいろと御質問を受ける中で、私は一言もやらないと言った覚えはございませんので、その点だけは御理解いただきたいと思います。このことについては録音がありますので、後で確認していただければいいと思っておりますけども。

この間、法施行する中で、どういった方法がいいのだろうかということで議論をまいりました。一つは学習面にちょっと力を入れていこうということで、例えば学習塾において、いわゆるクーポン方式でやっていきたいなということで、国とも協議をしておりましてけども、ただ、国の見解としては、学習のみでは、これは補助対象にはならないんだと、やはり生活等々、生活支援も含めて一体的にやらな

ければならないということでございましたので、当然、そうなりますと、やはりスタッフということも非常に大きな課題がございます。それから、冒頭市長が申しましたように、集合型でやるのか、訪問型でやるのか、これによっても大きく異なります。そういったことでいろいろ大きな課題がございますので、予算を置いてませんから、平成28年度は実施はできませんけども、学習支援事業においては取り組む方向で引き続き検討を加えていきたいということでしておりますので、田舎の市だからやらないと行った覚えはございません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） もう時間ないからええから、答弁なかったんですよ、口腔ケアについて、予算措置されているかどうかだけ。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 口腔ケアでございますが、平成28年度の予算のほうは計上しておりません。ですから、他市町の実施状況を調べまして、補正対応という格好になっておると思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員の質疑を終わります。

午後3時20分まで休憩いたします。

午後 3時09分休憩

---

午後 3時20分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、公明市民の会、10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 公明市民の会を代表しまして、予算質疑をさせていただきます。

私のほうからは、3点質疑させていただきますけれども、詳細につきましては、予算委員会でいろいろ審査するということで考えておりますので、大きな観点で質問したいと思います。

まず最初に、人口ビジョン等に関してでございますけれども、市長は、2月26日に人口減少非常事態宣言を発表されました。2060年の宍粟市の人口推計は2万人を切るという予測に対して、市として断固3万3,000人を維持するという宣言であると私は感じていました。市長は、全国でも人口減少が進む中で、いち早く人口減少非常事態宣言をされた。市長は、この宣言で誰に、何を、どう伝えようとしている

のかを確認させていただきます。

また、その思いが、この平成28年度予算に十分に反映されているのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

2番目に、ICT教育でございますけれども、同僚議員からも質問がありました。私も総務文教常任委員会で武雄市にも行きました。ダブりますけれども、要はICT教育については、去年のモデル校の検証の結果とある。そのような検証結果であったのか。1年間の検証で十分であったのか。特にデメリットは存在しなかったのかという点で確認しておきたいと思います。

それから、三つ目は、補助金のことですけれども、限られた財源の中で十分な効果を生むための補助金は市民にとって利便性が高く、効果的な制度に見直されたのかどうか。毎年決算のときに補助金については使えなかったとか、さまざまな問題も出てきてますので、見直されたのかということを確認しておきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 公明市民の会代表の西本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3点いただいておりますが、私のほうから人口ビジョンと補助金の関係について御答弁させていただきます。

ICTについては、教育長のほうから当然させます。

まず、1点目の人口ビジョン等の御質問であります。もう御案内のとおりであります。昨年10月の国勢調査の速報値が3万7,792人と発表され、また住民基本台帳の人口も1月末で4万人を下回ることとなりました。

宍粟市の人口ビジョンでは、2060年の人口を3万3,000人としておりますが、当初の想定以上に人口減少が進んでおる状況となっております。

そこで、2・26の非常事態宣言であります。この事実を直視して、市民の皆さんに現実をお伝えし、そのことを共有することにより、ともに人口減少に立ち向かっていきたいと、そういう強い思いで宣言を行ったものであります。

そこで、平成28年度におきましては、地域創生総合戦略による新たなまちづくりに向けて、次の3点に重点を置き、取り組むこととしております。

1点目は、若者の定着、子育て環境の充実などです。

2点目としては、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する。こういうことで

あります。

3点目は、市民自らが取り組む健康で豊かなまちづくりを進める施策をそれぞれ展開することとしております。

いずれも国の地方創生に連動した3月補正予算に計上しています地方創生加速化交付金を有効に活用しつつ、宍粟市に住み続けたい、住んでみたい、そう思われるまちづくりに取り組むための予算としております。

次に、補助事業の関係であります。利便性が高く効果的、さらに制度の見直し、このことではありますが、補助金事業につきましては、定期的な検証を行い、継続や見直し、廃止を行うとともに、市民ニーズや産業や地域活性化を目的に、新たな補助金制度の創設を行っておるところであります。

既存の補助事業では、検証と実施を繰り返すことで、より市民に利便性が高い制度に改善・向上するよう見直しを行っているところであります。

また、新たな補助金制度としましては、平成28年度では、交流人口を増やすために広く情報発信する自治会活動に対する地区コミュニティ助成支援事業補助金や建設業者が女性の技能労務職を雇用するために、更衣室などの整備を行うことに対する女性技能労働者確保支援事業補助金などの新たな補助金制度を設けました。

これらの既存制度の検証と見直しや新たな制度の創設により、従前に比べ市民の皆様への利便性や産業活性化への効果が高まるものと、このように考えております。

しかし、補助金事業が市民にとって効果的であり、利便性が高い制度としてあり続け、向上するためには、積極的なPRと利用しやすい制度を常に目指していくことが重要であると、そのように考えておきまして、今後におきましても効果的な補助金制度を目指し取り組んでまいりたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、ICT教育について、お答えいたします。

先ほどの高山議員となるべく重ならないようにしたいと思うんですけど、重なる部分はお許しいただきたいと思っております。

今年度は先ほども申しましたように、戸原小と波賀小学校をモデル校として、この2校を指定しまして、全ての教室にタブレット端末と大型モニターを配備することで、教員が簡単にシステムを起動でき、教材・資料等の提示が可能となると。いわゆる堺市が最初に導入したことで話題になりました堺スタイルということで、調査研究を行いました。当初より学校に視察に行ったり報告を受ける中で、大変子ども

もたちが集中して聞く、授業に集中して参加できるということを聞いておりまして、期間は1年間でしたが、十分対応していけるということを判断しまして、平成28年度に取り組んでいきたいと思っております。

そこで、ICTを使う効果について紹介させていただきますと、まず一つ目は、視覚情報の提示によりまして、児童の興味関心を引き出すダイナミックな授業展開ができる。それから、次に、教師が黒板から離れて児童に寄り添った授業が展開できると。三つ目は、児童がタブレットを操作することもできますので、そのことによりまして、電子黒板と同様の表現活動ができる。また、画像等の豊富な情報が提示できますので、子どもたちの集中力が続くということ。さらに、ノートやワークシートだけではなく、図工等の児童の作品、また体育の実技等がすぐ記録できて見ることができ、学習評価に生かすことができると、こういうふうな効果が報告されております。なお、デメリットにつきましては、本当に報告がありませんので、非常に学校の先生方は喜んで使っていただいているのかなと思うんですけども、この平成28年度にこのシステムが整備されますと、戸原、波賀が今年効果を上げてくれたように、よりわかりやすい授業づくりが一層進んでいくのではないかと期待しているところであります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） ありがとうございます。最初の人口減少非常事態宣言でございますけれども、市長は、全国たくさんの自治体で人口減少の傾向がある中で、宣言されたということですので、ちょっと市長は迷いとかちゅうちょとかしてませんか。思いっ切りこの人口減少の現状をとにかく目いっぱいやるぞというふうな宣言かなということをお感じしておったんですけども、行政のいろんな難しい面とか、一朝一夕にいかない面、いろんな面がございますけれども、もう全国に先駆けて宣言したからには達成するぞという、個人的には市長の迷いと言うたら失礼ですけど、そういうことなんで、ともに市民と議会と行政とやっていくんですけども、その思いが申しわけないけど繋がらないという部分が見受けられます。そういう意味で、宣言をされた以上、もう叫び切って、とにかくみんなでそういうものを達成しようという、そういう思いを響くような宣言をしてほしかった。その思いはもうずっと持っておられるし、そうだと思うんですけどね、達成できるできないは別なんですよ。でも、こう臨むんだという、その強い強い思いを発信してほしかったなという意味でちょっとこれを確認して聞きました。

あと、ICT教育ですけれども、ちょっと私も武雄市で勉強してきたんで、やり方は違うんですけどもね。先日、防災センターで大畑誠也さんという消滅しそうな高校を見事復活させたというすばらしい講演をお聞きしたんですけど、博多弁でほとんど私は理解できなかったんですけども、とにかく高校生に一番最初に、一番大事なことは何かということは挨拶、挨拶こそ世の中の全てなんだみたいな話をしているわけですよ。だからICTというのはそういう意味では、またちょっとすばらしい便利ですぐ調べたら出てくる、何でもわかる、友達とも連絡とれる、でなくて、高校生の場合はそういう意味での人間教育というか、そういう部分から手を入れていって、消滅しそうな高校が復活したという話で、2時間ぐらいの話で長いんですけど、ようは挨拶から始まるんだと。その挨拶も朝起きたときにお母さん、お父さんに挨拶することに全てがかかってくるんだと。そうすることによって、世間の人にも挨拶できるという形で連鎖反応を見ていくと。それがやっぱり教育の一番根本であると思うんです。その中で便利なものでICTを使っていけばいいと思うんですけど、そういう部分での例えば武雄市に行ったときでも、いろいろ短いあれでしたけども、国語力が佐賀の平均よりちょっと落ちたと、その実施した小学校は。いうこともあったりして、やっぱり本を読んだり、本を読むことによって行間を読むとか、そういう精神面もしっかりチェックしながら、精神面というか、人間力というか、そういう部分もチェックしながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなという意味で、ICT教育は功罪両方あるということで、もちろん教育長、理解しておられると思いますけどね、そういう部分で先にICTが進んで、人間教育が後にならないような、そういう考え方をしていただきたいんですよ。それが言いたかったんです。

補助金につきましては、とにかく少ない予算をいかに活性化につなげるかという形で、どんどんどんどん市民の要望を聞いて予算をつけるぐらいの形にしていけたらなという思いがございましたんで、是非全てがそっちへ向かうようお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 1点目の非常事態宣言であります。私もああいう形にして、いろんな市民の皆さんから反応がありまして、おまえ宣言して何するんぞいと、宣言したことをどう反映させるんだという、厳しい御意見もいただいております。

私は、冒頭申し上げたとおり、市長自らがそういう宣言することによって、市民の皆さんとこういふことですよと共有して、一緒にこれからまちをよくしましょう



と、こういうことの私は意義づけとしてさせていただきました。

ただ、先ほどの質問でもありましたが、私も政治家として言うことのお考えでという、先ほど質問もあったとおりであります。なかなか私自身もまだ正直政治家になり得てない部分もありまして、一歩ずつそういった方向に進めないかなあと、こう思っとなるんですが、やっぱりそういうことで政策なり施策にどう繋げていくか、宣言によって、ということもあります。当然施策というのは予算にも反映させないかと、こういう流れは当たり前の話なんです。私はこの5年間の総合戦略の重点が決まりました。中でも若者の定着と子育て環境は何としてもやらんなん、そのために人口減少に少しでも歯どめをかけないかと、こういうことであります。方向はそのことを持ちながら、限られた財源の中で集中的に、また重点化の中でその方向を徐々に立ち上げていきたいと、こう考えております。また、いろいろと御意見をいただいたらと、このように思います。

それから、2点目のところで挨拶の話が出まして、私もあの先生とはいろいろ30分ほど個別に話をさせていただいたんですが、挨拶というのはもうおっしゃるとおり人と人のコミュニケーションの第一歩でありまして、そのことは非常に大事なことだと思いますし、昨日の中学校の卒業式におきまして、祝辞の中で、そういったことで保・幼・小・中からそれぞれ挨拶については学校教育の中でいろいろ学ばれてそれぞれあるけども、これからだんだん大きくなるにつれて、そういう挨拶というのは非常に第一歩ですので、是非そのことを大切にしてほしいというメッセージを発信させていただいております。いいか悪いかは別にして、そういうことも大事なことだと思いますので、教育的なことは別にしまして、そういったことは私も発信をしていく必要があるだろうと、このように考えております。

最後の補助金については、今後においても効果的な補助金制度の構築を目指してさらに推進していきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほどの講演の大畑先生の話ですけど、凡事徹底ということをよく言われますけども、掃除や挨拶をしっかりとすることで人間教育ができるんやとよく言われます。私もここでも言ったことがあります。お金のかからない心の仕事を大事にすると。ただの仕事をせんとあかんということをよく言いますが、挨拶なんかはたった1秒でできる、そういうことを徹底していくことがやはり人間教育に繋がっていくことだと思います。学校だけではなくて、家庭そして地域の皆さんのお力も借りながら、そういう心の教育、人間力を高める教育をしていきたい

と思います。

また、先ほど国語力のことが言われましたけども、今、どの学校でも取り組んでおるのがコミュニケーション力を高める取り組み、それから読書の時間を毎日確保するというようなことで、取り組みは進めておりますので、今言っていたようなことが起きないように、学校にも伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 大変、市長には失礼なことを言ったかもわからないですけど、やっぱり宣言された以上、自信持ってください。本当に自信持って前へ進むんだという形でお願いしたいと思います。

教育についても本当に子どもたちのことを考えたら、こうあるべきだという形が見えてくると思いますんで、宍粟市に合った形で進めていただきたいという思いでございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 公明市民の会、10番、西本 諭議員の質疑を終わります。

暫時休憩。

午後 3時40分休憩

---

午後 3時40分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解きます。

続いて、政策研究グループ「グローバルしろう」、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。

では、政策研究グループ「グローバルしろう」を代表いたしまして、予算質疑をさせていただきます。

大きくは15点の通告をさせていただいております。細かな個別の事業に関しては予算委員会の中で徹底的に審議していただければと思いますので、できれば大枠という意味で方針等について、今回はお伺いしたいと思います。

まず1点目、予算編成方針についてです。

昨年10月8日付で予算編成方針というのが市長から各部局長宛てに出されているわけですが、その中で地域の長期的な活性化、持続可能かつ自立的な地域を創造、元気で魅力ある地域づくりなど、言ってみれば抽象的な言葉が並んでいるように思います。各部また各課にとって、この予算編成方針、これは十分に伝わったと考え

ていらっしゃるのかについて伺います。

2点目、施政方針についてです。

施政方針には、平成28年度事業の概要は示されていますが、何をやるかということはいろいろ示されているわけですが、施政方針及び目的、目標、何のためにするのか、それがどうなっていくのかということが見えにくい状況です。事業による影響・効果を市民が具体的にイメージできるように説明をお願いいたします。

3点目、歳入についてです。

市税について、平成27年度より1億1,260万7,000円の増収を見込んでいらっしゃいますが、増収見込みの根拠を伺います。

また、その他譲与税や交付金も増収を見込んでいますが、その根拠についても伺います。

4点目、同じく歳入についてです。

普通地方交付税が4億3,000万円減少すると見込んでいます。その減収の根拠はどうでしょうか。

あと、合併特例債などは、発行額に応じて後年度交付税算入されてくる部分なんですけども、これはいわゆる加算分というふうに捉えられると思います。その総額はどのようになっているのでしょうか。

5点目です。起債についてです。

市債の発行額を13億4,910万円マイナスですね、としているんですけども、特に合併特例債を平成28年度以降どのように起債していく計画なのかについて伺います。

6点目、歳出についてです。

衛生費が平成27年度当初予算より1億5,648万1,000円の増、これは平成26年度決算比でいくと、約4億6,000万円増というふうになっているんですが、何か原因で今後どうなっていくことが予測されるのかについて伺います。

また、歳出についてです。7点目です。

義務的経費が前年度比でマイナス4億8,653万8,000円というふうになっています。ただ、その他経費、構成比でいくと、これが48.2%あるわけなんですけども、これが前年度比でプラス2億1,391万7,000円というふうになっていますが、この増減、義務的経費が減って、その他経費が増えたこの増減の理由について伺います。

8点目です。特別会計・企業会計についてです。

特別会計予算、これは前年度比でプラス1億6,618万7,000円、企業会計予算は前

年度比で1億7,986万9,000円というふうになっていますが、一般会計への影響について伺います。

また、この特別会計・企業会計の増減による市民生活への影響についても伺います。

9点目です。起債残高について。

起債残高が一般会計で314億6,473万3,000円、特別会計で197億9,622万5,000円、企業会計で120億1,841万4,000円、合計の632億7,937万2,000円となっています。この残高の水準は何をもって適切、多い、少ないを判断するのか。今後の推移をどのように予測しているのかということをお伺いします。

10点目です。廃止事業について。

予算編成に際しては、基本的には何か新しい事業を立ち上げる場合、何か既存の事業をスクラップする、スクラップ・アンド・ビルドが基本だと考えます。平成28年度でビルド、新規に立ち上げた、拡充された事業と、スクラップ、廃止、縮小された事業と事業費の概算をお伺いします。

11点目、これは地方創生の4本柱について、「住む」という部分で、集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援についてです。

地方創生総合戦略に基づく事業として、まずスポーツ立市推進事業295万円が計上されていますが、健康またスポーツなどのキーワードでくくられる事業の束、関連事業ですね、これではどの程度の予算が確保されているのか。スポーツ立市ということは、これまで福元市長のほうからも何度も言葉に聞いておりましたが、その関連予算をどの程度確保しているのか、伺います。

次に、12点目です。地方創生総合戦略に基づく事業として、生活圈拠点づくり事業22万7,000円が計上されています。しかし、定住促進、人口減対策において最も重要だと考える第1のダム、旧4町の中心にダムをつくって人口流出を抑えようという第1のダム、これをどのようにつくろうとしているのかをお伺いします。

13点目です。これは地方創生の4本柱の2本目、「働く」という部分で、雇用の創出と就職支援についてです。

ここには9事業で4億7,310万円が計上されていますが、その中にある継続、修正も含まれますが、そういった事業について、これまでの成果をお伺いします。

また、これまでの事業効果をどう評価し、どう改善しようとしているのかについて伺います。

14番目、これは4本柱の3本目ですね。「産み育てる」というところの少子化対

策についてです。

ここに7事業で4億2,181万9,000円が計上されているわけですが、これは表向きは育児支援というふうには、それが中心のように見えます。少子化の原因を実際どのように捉えて、そこにどのような対策を考えているのか、他の事業も含めてそのストーリー、こういうふうにしたら少子化が食い止められるとか、人口減が食い止められるというストーリーを市民が具体的にイメージできるよう説明をお願いいたします。

最後、15点目です。これは地方創生4本柱の4本目の「まちの魅力」、選ばれるまちづくりについてです。

ここには8事業で2億6,908万9,000円が計上されていますが、これは表向きを見ると、ここに並んでいる8事業を見ると、やはり選ばれるということが交流人口の増というふうに見えます。人口減対策としては移住・定住先としてこの宍粟市が選ばれる必要があると考えます。少子化対策同様に、人口減の原因をどのように捉えて、そこにどのような対策を考えているのか。他の事業も含めてストーリーを市民が具体的にイメージできるよう説明をお願いします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 鈴木浩之議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 政策研究グループ「グローバルしろう」代表の鈴木議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

いろいろ番号で言われたんですが、ちょっと番号が違うかも知れませんが、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、予算編成の関係であります。その方針につきましては、部局長会議でいろいろ最終確認をしながら決定をし、予算編成説明会を開催して、予算担当者あるいは管理職等も出席の中で職員に直接説明をしております。また、その方針については全職員に配信し、周知を図っておるところであります。

特に、平成28年度は第2次総合計画及び地域創生総合戦略の実行初年度であり、着実に施策を展開することが重要であると、このように考えておりました。そのことから、各部局に対して編成の細かな考え方の説明をする機会など、そういったことも設けました。各部局からは予算編成に関する方針を理解した上で予算要求が出るとともに予算調整を行ってまいりました。丁寧な説明と各部局のやりとりを行うことによって、十分とは言えないかもしれませんが、予算編成方針は伝わっております。

ものと、このように考えております。

施政方針のところ、2点目であります。第2次宍粟市総合計画や宍粟市地域創生総合戦略で最重要課題と位置づける人口減少対策の積極的な推進と住み続けたい、住んでみたいまちづくりを目標として、「森林から創まる地域創生」を中心に各事業に取り組んでまいります。

この大きな目的・目標に向けて具体的な事業ごとに主要施策に係る説明書の中で目的・目標・効果を掲げています。例えば森林セラピー推進事業では、森林セラピー体験者の平成31年度の目標を3,000人、平成28年度の目標を1,250人としております。この効果として観光客の増加や関連産業の振興による新たな雇用の創出や移住人口の増加を挙げております。これらの事業や取り組みの積み重ねによって、着実にまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

歳入につきましては、市税等の増収根拠は実績に基づき、個人市民税、市たばこ税の増収と税制改正による軽自動車税の増収を見込んでいます。譲与税や交付金は国の算定案による増収を見込んでいます。

普通交付税の減額は、合併算定替えの段階的縮減の影響と国勢調査の人口減少の影響及び国の地方財政計画や平成27年度実績などの精査によるものであります。

また、合併特例債などの発行で普通交付税の基準財政需要額に算入される額は約36億円と見積もっています。

次に、合併特例債の計画につきましては、発行可能額の残高は、平成28年度末で約40億円となり、公共施設の集約化や学校施設整備を見込む中で、有効に活用してまいりたいと考えております。

歳出につきましては、衛生費の増額は、主に起債の償還に伴うにしはりま環境事務組合への負担金の増額が要因であり、償還終了年度までは、この負担が続きます。

義務的経費の減額の主な理由であります。人件費では退職・採用の給与差による減と、任意の繰上償還による公債費の減によるものであります。

その他経費の増額は、国民健康保険事業や後期高齢医療事業へ繰出金が主な理由となっております。

特別会計と企業会計の増額による一般会計への影響では、全体の財源の中では、特別会計と企業会計を増額した分、一般会計の予算を幾らか圧迫するということはありませんが、基準に基づく繰り入れであり、また、所定の普通交付税等も算入されることから、現在のところ一般会計への影響は大きくないと考えております。

また、特別会計と企業会計の増減は、事業内容によりありますが、現在のところ、

市民生活への影響は大きくないと、このようにも考えています。

起債残高の適切等の判断につきましては、一つの基準として将来負担比率があります。宍粟市の数値は、国が定める健全化基準を下回っているため、この点からは適切といえますが、他団体と比較すると、宍粟市の比率は高い水準にあります。したがって、引き続き財政健全化に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

また、今後の推移につきましては、起債残高の縮減を図ることで、比率が下がるように推移するよう努めてまいります。

9点目になるかと思いますが、新規・拡充事業と廃止・縮小事業につきましては、新規事業は県立森林大学校開校支援事業や波賀森林鉄道の調査・研究事業などがあり、拡充事業は森林セラピー推進や氷ノ山ツーリズム推進などがあります。これらの新規・拡充の主要事業の概算事業費は約5億円となります。

廃止・縮小事業は、予算規模の大なきものでは、国の制度終了による子育て世帯臨時特例給付金の廃止があり、その他推進方法の見直しなどによる市単独事業の廃止があります。また、縮小は、手法を変えることによる市政要覧作成事業などがあります。これらにより約3,000万円の減額となっております。

10点目、地域創生総合戦略としてと、こういうことではありますが、スポーツの関係であります。健康、スポーツなどで区分した事業の予算は、いきいき百歳体操の推進や新生児から5歳児までの健診事業などで約3,000万円を確保しております。

また、生活圏の拠点づくり事業の第1のダムは、市民局管内を一つの生活圏として捉え、市民局周辺を小売店舗や金融機関、公共施設の日常生活に必要な機能を備えた生活圏の拠点として維持していくという考え方で、御質問の人口流出をとめるダム機能の役割を持つこととなります。

具体的には、建築から40年以上経過した市民局庁舎や生涯学習施設の更新に当たり、それぞれ個別の施設を更新するのではなく、将来的な必要性を協議する中において、社会教育や図書館機能、保健福祉機能等を持たせたり、民間の公益団体の拠点、場合によっては飲食店や小売店、金融機関等も併設できる施設を整備することにより、市民の利便性の向上と交流の拠点としてコミュニティ活動の活性化に繋がっていききたい、このように考えております。

11点目であります。雇用の創出等々であります。農業では、農業所得の向上、耕作放棄地の解消、農地を活用した元気な地域づくりを目標とし、畑の教科書の作成・配布及び宍粟産物応援キャンペーン等を実施し、農家の方々から好評を得てお

ります。

新年度におきましては、これらを発展させ、畑のレシピア集、農産物等集配販売システム構築等に取り組んでいくこととしております。

林業では、健全な森林の育成と穴栗材の需要拡大等を目標とし、森林整備促進事業、穴栗材の家づくり支援事業等を実施し、林業の川上及び川下対策に取り組んでおります。これら事業により、素材生産や雇用の増加と、地域の防災・景観林などの森林整備が進んでいると、このように認識しております。

新年度におきましては、従来 of 事業に加え、森林で生き生き事業に取り組むことにより、さらに森林整備が進むものと考えております。また、里山や幹線道路沿線等において、穴栗彩りの回廊づくりプロジェクト事業を展開することとしております。

商工業では、地域経済の振興、定住のための雇用の場の創出等を目標として、ビジネスサポート事業、産業振興資金融資及び利子補給事業等を実施しておりますが、長期的視点で取り組むことが必要であり、一朝一夕には成果があらわれにくいと考えております。

今後は、女性技能労働者確保に係る施設改修支援や建設業等における新規雇用者育成経費支援にも取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしましても、若者等の定住を図るためには雇用の創出と、そのための産業振興が重要であるとの考えから、今後におきましても、経済状況、ニーズ等を捉え、迅速に施策を展開していく予定であります。

最後、2点であります。少子化対策、あるいは選ばれるまちづくりということですが、そのイメージはということであります。関連がありますので、一括して御答弁を申し上げます。

まず、昨年策定しました穴栗市地域創生総合戦略では、「森林から創まる地域創生」をテーマとし、森林からのさまざまな恩恵を最大限に生かしながら、市民、地域・団体、企業、行政のそれぞれが相互に連携することが重要であると考えております。

本市の人口減少は、高校卒業時の市外への進学と就職に伴う若者の転出による社会減と、出生率の低下による自然減が大きな要因となっております。この課題を克服するために、総合戦略に掲げる四つの柱に沿って施策を展開することとしております。

1点目は、穴栗市の魅力を発信するシティプロモーションの推進、広域連携によ



る宍粟市の魅力の向上、移住促進につながる交流の活発化等を進めることにより、宍粟市の認知度の向上を図ります。

2点目は、空き家活用や地域・集落の活性化、持続可能な公共交通の確保等による移住希望者の受け入れ促進に向けた体制を構築します。

3点目、市内の若者やUターン、Iターンも含めて宍粟市で働くために、地元企業や事業者の育成、農林水産業の振興等を通じた雇用の確保を図ります。

4点目として、結婚と子どもを産み育てやすい環境づくりを充実し、若い世代の出産、子育てに関する希望が実現できるよう、切れ目のない支援を整えます。

以上の4点を柱として、市民が郷土への理解と関心を深め、愛着と誇りを育む取り組みを進めていくとともに、本市の魅力を幅広く発信し、認知度を向上しイメージアップを図ることにより、宍粟市を選んでいただけるまちづくりを行い、来訪者、移住者の増加を目指していききたいと、このように考えております。

少子化対策につきましては、この四つの柱の一つであります「産み・育てる」として施策を進めていこうと、このように考えております。大きな要因である、晩婚化・未婚化をはじめ核家族化や共働き世帯が増加することにより、子育てに関するニーズは増大・多様化をしております。

そこで、次世代を担う人材の育成を行うとともに、特に出会いイベントや、婚活セミナー等を開催し、ライフプランを考える機会を創出するとともに、妊婦検診の助成や子ども医療費助成、子育て世代包括支援センターの整備等により安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えます。

さらに、女性が働きやすい環境整備や女性リーダーの養成等を通じてワークライフバランスの普及を進めることにより、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援と子育て世帯に配慮した環境を目指してまいります。

以上でありますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。ちょっとやっぱり今まではいろいろ予算質疑の中でも福元市長としての政治家としての部分、結局この平成28年度予算というのは仕上げですよ、4年の任期に対して仕上げ予算というふうに位置づけられると思うんです。実際にはもう平成26年度、平成27年度というところは予算と決算というのはその任期中にくくれるんですけど、平成28年度はもう予算を打って、決算は次期に繰り越してしまうわけなんで、非常にマニフェストであるとか政策、政治家としてどういうことをしたいのかということが予算もしくはいろいろんな事業に

反映していかなければならないというふうに考えるんですけども、なかなかそれが見えてこないというのが非常にもどかしいところかなというふうに思います。

あと、幸か不幸か、市議会と任期が一致しておりますので、平成26年度決算をした審議を踏まえた意見・提言というのが議会から提出されていると思います。その中に重点項目が四つでしたかね、部門別項目9、全体的にこういうところというのを注意して平成28年度予算を編成すべしというところがあるんですけども、それを施政方針のどのあたりに反映されているのかということ、これは全体の部分ですけども伺いたいと思います。

次に、歳入についてですけれども、いろいろ税収の見込みのことはあるんですけども、実際に徴収、それを集めるところについての取り組み、ここが非常に滞っている部分があるかと思うんですけど、そのあたりについて具体策があれば、伺います。

あと、歳入についての合併特例債の発行に応じて交付税に算入される部分は36億円というふうに答弁いただきましたけども、実際にはこれはもうどんどんオンされていくというか、プラスになっていかなきゃいけないと思うんです。ただ、地方交付税の算定にとって、1個1個単価みたいなものがあると思うんですけど、それが見直されて、そもそも交付税自体が下げられている状況の中で、この36億というのが本当にこれまで有利な起債と言っていた、その7割が返ってきているというふうに見ているのかどうか。本当にそのことが約束されている状況なのか。そのあたりは市長は政策を推進するためには財政状況も把握して、財政計画とそういったいろいろな政策をセットで考えていかなきゃいけないと思うので、そのあたりもちょっと伺いたいと思います。

あと、合併特例債の件ですけども、平成28年度以降、具体的に平成32年末でしたかね、どのように起債していくのか。これはもう建物の老朽化等はまだ把握されていると思うので、具体的に何年度でこれ、何年度でこれということを明確に計画をお示しいただければというふうに思います。

あとは、起債残高の部分で将来負担比率が高いということ、これは国の基準を見れば、そんなにまだ危険水域ではないんですけども、他市町等々と比べると高いということで、このあたりをどこまで抑えようとしているのか。いつも結果論としてこうなりましたということは決算等でわかるんですけども、実際どこをターゲットにして、どういう将来負担比率が適切なのかということをもうちょっと計画として明確化していただければなと思います。

あと、廃止事業についてですけども、先ほどビルド、新しくつくったという部分では5億円、ただスクラップしたほうが3,000万円ということで、これをしていくとどんどんどんどん財政規模は膨らまざるを得ないんです。結局、しかもその先ほど廃止したというもののの中に、いわゆる国からの経常的というか、支出しなければならない部分等も含まれていると思うんで、どちらかというところ、そういった経常的な費用ではなくて、一般会計のわずかな部分でも自由に使える、市が自由に使える部分で新規事業とかというところ、独自に使える部分でどういうバランスをとっているのかということを知りたいと思います。

あとは、地方創生の生活圏拠点づくりなんですけども、これ、この前の国勢調査の人口減の率はマイナス7.何%という話だったんですけど、これ平成17年、平成22年の国勢調査を比較すると、やっぱり山崎地区ではマイナス2.7ぐらいだったんです。ただ、千種、波賀にいくともう9、10というふうになっていて、今回、4町の平均でマイナス7.幾つということは、下手すると北部3町は、これはマイナス10%になってくるかなというふうに思います。そういう意味でも、そういった人口減が進んでいるところ、過疎地域からしっかりとダムをつくっていかねばいけないと思うんですけども、ということの方針としてどうなのか。

あと、今伺ったところでは、やはりハードですね、建物とかそういったものを整備するというところでダムをつくらうというふうにおっしゃっているんですけども、そうではなくて、ソフト的な制度ですね、ここで子育てをしたらこれだけの魅力があるとか、子育てしやすいとか、子育てしたいと思えるのは、あくまでハードではなくてソフトの部分、制度の部分かと思うんですけども、そういったところでダムをどのようにつくらうとしているのか伺います。

あと、雇用の創出、就職支援のことなんですけども、申しわけないですけど、好評だったとか、そういうことは全く事業の評価に値しないんです。結局、そういった第1次産業を振興することによって、地域全体にこういった経済インパクトというか、経済効果があるかというところをはかっていかないと、好評だったとかということは申しわけないですけど、それなりに重要な指標ではあるんですけども、そうではなくて、実際1次産業というものの付加価値というのは非常に、昨日ちょっと御紹介したリーサスなんかを見ると、非常に宍粟市は1次産業の付加価値低い状況になっています。そういった部分でもやはり実際にそういった支援をして、林業とか農業とかの1次産業を活性化することによって、そこで出た付加価値がどれだけ市内に残るのかというところに政策ということが出てくると思うんです。そのあ

たりもう一度経済循環の問題ですね、を伺いたいと思います。

あと、少子化対策について、先ほど進学によって市外に流出という、若い世代が出ていくということ、あとは出生率の低下ということが原因ということをおっしゃいましたけども、それは申しわけないですけど、減少なんですね。この前の国勢調査では、宍粟市は兵庫県内で世帯の減少数ナンバーワンなんです。そういうことは、結局、今まではお子さんだけが進学で出ていたとかということも考えられるんですけども、世帯ごと移動している可能性があるんです。今、核家族化ということで世帯数かどンドンどンドン増えていっているような、分家してというか、増えていっているような状況で、これだけ兵庫県で減少数がナンバーワンということは、世帯ごとどこかに行かれてしまっているということが考えられます。

なぜ外に若い子たちが出ていくのか。あと、なぜ出生率とか出生数が少ないのか。そこに対してどう対策を打つかが政策であって、そこに予算ということが反映されていかなきゃいけないので、もう一度その減少ではなくて、なぜそうなのか、原因ですね、本質的な原因についてどういう対策を打とうとしているのか伺います。

あと、雇用が増えないということもそういった原因というか、雇用の場がないということも、そういったことに拍車をかけているというお話ありましたけども、これも昨日御紹介したリーサスの中では、市内で稼いでいるお金、あとは市外の外から雇用者が稼いできていただいているお金、あと市外の方が市内で使っていただいているお金、これは非常に多いんです。非常に中に残っていて、外からも入ってきているんです。ただ、昨日ちょっと触れましたけど、政府支出等とか民間の投資がごっそり出ていって残らない。それで全体的に7割しか残っていないということで、それを繰り返しているんです。そのあと3割を何とか維持する、地域内で回すという政策を打っていないと、雇用は生まれません。人口は基本消費者でもありますし、そういったところで、そこが減っていったら、雇用なんて生まれるはずがないんです。ただ、先ほど言った個人消費というのは、大型店舗が市内に出てきていることも踏まえて、消費力というのは、購買力というのはまだまだあると思います。ただ、先ほど言った政府支出等が外に出ているという、ここが大きな原因だと思いますので、そのあたりもうちょっとどういうふうに考えているのかということをお伺いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） たくさん言っていただいたので、また担当部長のほうからお答えできる箇所はお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

私のほうからは、冒頭申された市長、いよいよ最後の年やけど、簡単に言うたら、あなたの色が出てないじゃないの、どうなのと、こういうふうな御質問というふうに捉えさせていただいたわけでありますが、私もそれぞれの議員の皆さんと一緒に公約を掲げて、何とか宍粟市が元気に、将来に持続可能なまちをつくっていききたいと。そのためにできることからできるだけやっていききたいと。しかもスピードアップしながら、時代のニーズを的確に対応しながらやっていききたいと。もちろん限られた財源を有効に、いわゆるバッテリー順を決めながらさせていただきたいと、こういうことで公約として申し上げてきました。

そのとおりできたかどうかは別にしまして、今日の社会情勢の変化の中で、特に私はこの10年の歩みも踏まえて、次の10年にスタートするというところで、総合計画を市民の皆さんの参画を得て、あるいは議会の議決を得て、いよいよそれでスタートせよと。さらにまた地域創生戦略の5年間、その中でより具体的にやることについてはこうですよと。しかも、その中で財源が許す範囲の中でやっていきなさいと、こういうふうに捉えまして、随時その色を出しながらさせていただいておるつもりであります。

しかしながら、私自身は、行政というのはやっぱり継続しなくてはならないと、しかも持続可能なように将来にわたってしなくてはならないということでありまして、今朝も午前中からもいろいろありましたが、際立ってこうというものはないかもわかりませんが、私は各環境とか道路とか、あるいは教育とか、あるいは福祉とか、総動員をする中でそれぞれできることで、今の若者の定着や、あるいは少子化、子育て環境、それぞれ努めてやっていききたいと。そんな思いで予算編成をさせていただいております。

また、細かなことにつきましては、また担当部長で答えられることがあったら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秋田裕三君） 西山参事。

参事（西山大作君） 議員、たくさん御意見いただきましたので、地域創生の観点から、私が整理した分について順次お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず1点目が国勢調査の関係で人口が減少しておることの危惧の御意見であります。私も少し人口減少、この20年、30年、40年、どういう状況かなということとで少し数字を拾ってみました。

今回の国勢調査の速報値、これはもう全国的な話では、東京集中、ますます進んだ。51万人がまだ東京圏に集中したと。それとあわせて総人口が95万人減少してお

ると。これは規模でいいますと、北九州あるいは千葉、それぐらいの人口規模の減少がここ5年間で起きたというような状況になっております。

それで、国勢調査の減少が自然減なのか、社会減なのか、そこまでちょっと調査はできませんので、ここ5年間の平成22年から平成27年の5年間、住基台帳の減少の原因を調べてみました。それで、5年間で2,789名減少しております。その原因は、自然減、いわゆる出生数が少ないということが1,356人、それから社会減、転出のほうが多いというのが1,433名、大体同じ確率といたしますか、比率で減になっております。やはりこれは人口減少社会とあわせて少子高齢化、あるいは中山間地域、それぞれの特徴が出た状況かなというふうには思っております。

それから、特に一番驚いたのは、昭和51年から平成17年の30年間、この間に合併前ですので、旧4町合計しますと5,077名、率で10%減少しておりました。ところが、平成17年合併してから10年間で5,278名減少しております。数字でいいますと、30年間でこの10年で同じぐらい数字が減少しておるというようなことで、非常に驚いた数字で打つ手をとることを思っているんですけども、11.5%です。これのほうが減少しておるということで、今言いましたように、非常に原因を早急に突きとめて対策をとるということで、とりあえずは戦略計画を立てたんですけども、先ほどあったような県内の状況でもやはり一番減少が著しいのは、但馬、西播磨、この地域であるということの状況も把握できております。

それと、特に北部3町の減少率が激しいということで、いわゆる一つのダム機能を持たすことが必要だということで、このお考えは私たちも同じでございます。しかしながら、ハードが優先しておるというようなことが今ちょっと事業計画の中では出ております。しかしながら、もちろんソフトというのも非常に大事だというふうに思っております。いろんな意味で訪問看護を新しく立ち上げようとか、それから、市長の話にもありましたように、波賀町ではまず全体を何とかしようという新しい組織ができつつあると。それから、この間、閉校式を行いました一宮の繁盛地区では、繁盛として何か考えよいやということで、閉校式の後でみんなが寄られる場を持たれたとか、そういうことを一つずつ積み重ねて、みんなで作くり上げる組織というものがこれから大事なかなというふうにも思っております。

それから、昨日、議員のほうから地域経済の循環のマップ、システム、経済の分析と循環、これのお話をさせていただいて、早々に今日、リーサスの分析の手法であったり、循環の率であったり、分析を始めておるところです。国のほうからの情報の提供が一挙にはなされておられませんので、順次情報提供なされるようなこともご

ざいますので、経済の分析等々については産業部と今後連携をとりながら、分析あるいは今後どういう方向に持っていくのかということビッグデータの中で取り組むように進めていきたいというふうに思っております。この中では、今、地域経済の循環率は宍粟の場合は69.2%という数字で、ちょっと低い数字かなというふうに、まだ分析しておりませんが、そういうふうに理解をしておるところです。

それと、少子化、なぜ子どもを産まないのか、なぜ減るのかということの分析までは、今、正直申し上げてできておりません。

四つの大きな柱の流れの中で、それを一つのサイクルとして取り組めるような方向で、今、市長のほうから答弁ありましたけども、その中で、今、原因はどこかということになるべく早く突きとめるような方向で取り組みたいというふうに思っております。

私のほうからは、以上4点ぐらい、答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、市債の交付税算入の部分の精算の分なんですが、これにつきましては現在のところ、ある程度の積算の内容が変わってくることもありますけども、現在のところ約束事ございまして、ほぼ守られていると感じております。

あと、将来負担比率の部分でございます。これはやはり将来負担がないのがいいんですけども、これまでの投資ということで社会資本の整備について、ある程度行ってきた結果、その部分の負担は生じてくると考えております。その分は社会資本は整備が進んでいるんじゃないかなということで、ある程度の部分、ですから、これが正しいという数字はないと思います。将来負担比率が低いことにこしたことはないと考えておりますので、できるだけその方向に持っていきたいというのが今のところでございます。

それから、歳入歳出のバランスにつきましては、やはりどれだけ入るのかを見越して支出のほうを考える、あるいは逆にどういう事業が必要だから、歳入をどこから段取りしてくるかというような、そういう部分、両方が大切であると考えております。ですから、必要なものはやはりその歳入を設けて、市債等を発行して、できるだけ有利な部分で行っていく。それと、逆に必要でないと言うたらおかしいんですけども、時代の進行によりまして行政サービスの質が変わる部分につきましては、やはり歳出を縮減して行って、歳入が少ない場合は歳出を縮減していく、そういう方向でバランスをとっていくべきやというふうに考えております。

それから、提言がございました部分につきましては、今ちょっと手元にないので、ちょっと忘れておるんですけども、予算編成の部分に当たりましては、できるだけその部分について予算に反映できるようなものについてはさせていただいたという思いは持っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 続けて、中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） すみません。あと、合併特例債の年次なんですけども、平成28年度の部分につきましてはお示しはできているとは思うんですけども、それ以降につきましては、先ほど市長が申しましたように、市民局の賑わいを持たせるといような事業で、市民局あるいは生涯学習事務所等、今ある施設、総合管理計画に基づきまして、それも含めて今後検討していくということで、平成32年度中までにはやっていきたいというところでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、1番、鈴木浩之議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第40号議案から第51号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

#### 日程第27 第52号議案

議長（秋田裕三君） 日程第27、第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、昨年9月にたつの市が中心市宣言を行いました。宍粟市としましてもこの定住自立圏形成に参加する市町が抱える共通課題の解決に向け、定住に必要な生活機能を確保し、充実させるとともに、圏域住民が郷土への愛着を持ち、安心して暮らせるよう魅力あふれる定住自立圏を形成しようとするものであります。

つきましては、宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。



諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。4点ほどお聞きしたいと思うんですけども、一つは、定住自立圏という中で、たつの市が中心地宣言をされて、それでこの協定に乗るということは、当然宍粟市はその周辺地域になるということになるんですね。私は、この位置づけというのがどうも納得いかないんです。宍粟市は宍粟市でたつの市にはない自然の宝があったりとかする中で、宍粟市独自の活性化策というのを講じなければならないと思うんですけども、なぜ宍粟市が周辺部というようなことを受け入れようと言われるのか、お聞きしたいと思います。

それと、圏域の形態については、県境型とか圏域重複型、合併一市型、複眼型というふうな形が示されております。それで、複眼型なんかは、たつの市とある意味同等で、宍粟市は中心地とする宣言の条件には満たしておりませんが、おもしろいのではないかなというふうな感じがするんですけども、そういうふうな検討はされなかったのか。

それと、もう一つは、要綱の中で、協定の締結に当たっては地域における合意形成の過程を重視する必要があると。特に、各市町村の住民に対してはあらかじめ当該市町村のホームページを含めたインターネット等を広報で住民説明会等を通じて定住自立圏協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとするというふうに書かれておるんですけども、そういう意味では、これはまだまだ周知しているという段階には至ってないと思うんですね。ですから、そういうことに対してどう対応されるのか。

それと、最後になりますけれども、財政支援の内容をしてみると、中心地に対してはかなりいろいろな財政支援があるんですけども、周辺地域の財政支援というのは、あまり大したことないんですね。大したことないという言葉は悪いですけども、あまり金額的にも多くないですし、私はそういうふうなたつの市が中心地、宍粟市は周辺部ですよというふうな、宍粟市自ら名乗り出て締結するメリットがあるような財政支援が果たして得られるんだろうかという疑問を持つんですけども、そのあたり市長は今回のこの締結案に対してどういうふうにご考えておられるのか、お聞きいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 岡前議員から4点ありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

1点目の妥当性とかそういうふうな考えで地域の活性化は図れるのかと、こういうことではありますが、自立圏構想は中心市を都市機能と連携する圏域市町のそれぞれの魅力を生かし、相互に役割分担し、連携協力することで、安心して暮らせる魅力ある地域づくりを圏域全体で実現することを目的としております。

中心市、周辺地域に関係なく、定住自立圏を形成することが地域の活性化に繋がるものと、このように考えておりました、そういう意味では妥当ではないかなと、このように考えております。

2点目の御質問であります、県境型や圏域重複型、複数もあるんじゃないか、そんな検討はということではありますが、圏域の形成にはいろんな形態がございますが、圏域の形成に必要な周辺自治体の要件や連携する事業などを勘案し、また立地や歴史、文化などを検証する中で、たつの市との定住自立圏事業を推進するものでありまして、連携の規模や方向性にはいろんな考え方があると思いますが、定住自立圏構想に先駆け宍粟市では姫路市を中核拠点とした播磨圏域連携中枢都市圏事業にも取り組んでおります。

このことはそれぞれの連携の利点を生かし、地域の活性化と定住を促進することを目的としており、今後必要であれば、より広域的な連携や県をまたいだ連携なども検討する考えであります。

市民周知の関係でありますけども、議案として今回上程をさせていただいてありまして、この形成の協定の締結につきましては、この後議決をいただきましたら、協定締結を予定しておると、こういうことではありますが、すぐに始められる事業もあります、基本的には各所管課でビジョン調整を行って具体的な事業の推進計画を立て、実施に移ることとなっております。

市民への周知につきましては、協定締結後に大きな骨子の部分などをお知らせし、具体的な事業計画につきましては順次お知らせをしないと、このように考えております。

いずれにしても、このことにつきましては、積極的な情報を発信し、市民と合意形成をして、市民参画を推進したいと、このように考えておりますし、そうしなくてはならないと、このように思っております。

最後の4点目ではありますが、財政支援も含めてでありますけども、連携協定は、

地域それぞれの魅力を生かし、相互に役割分担し、連携・協力することで活力ある地域づくりを圏域全体で実現することを目的としております。

また、連携市町が実施する事業は、お互いにとってメリットのある事業であり、中心市の責務においても連携し、積極的に事業を推進することを確認しております。このことから連携協定を締結し、同じ方向に向かって事業を推進すること、宍粟市にあるものを生かし、情報発信と連携を強化することで、本協定が有意義に活用されると、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 私はどうしてもたつの市が中心地宣言をされて、それに同じ自治体同士、同じ市という自治体で同等の権利義務を持っているというふうに思うわけですが、そこで今回、人口が5万人規模、特例で4万人というふうなところもあるみたいですが、そういう人口規模で5万人以上のところは中心地宣言をできますよと。ただ、それ以外のところはその要件を満たしませんよというふうなことだけで決められているんですね。

私はこの公益の中でたつの市が中心地、たつの市が悪いと言っているんじゃないですよ。たつの市が中心地で、宍粟市はその周辺地域ですよということを自ら認めるようなことで、宍粟市の活性化が図られるんですかということを私は市長にお聞きしたいわけです。

森林セラピー事業をはじめ、宍粟市には氷ノ山とか原の不動滝とか、赤西溪谷とか、本当に宍粟市にしかない大切なたつの市にはない、観光の目玉になる大切な自然があるわけですね。それを生かして今宍粟市のまちづくりをやっていこうというときに、何か人口が多いところにすり寄るという言葉は悪いですが、私にはどうしてもそういうふうに見えるわけですね。ですから、やはり今回はもっと、今の予定では3月議会で協定の議決を得たいということが市長の提案だと思うんですが、そういうことではなしに、本当に定住自立圏、たくさん調べてみますと、総務省が事例を出しております。実際に定住自立圏構想で今言ったような四つの累計のとも含めて出しております。本当にそれがその周辺地域と言われるところの活性化に役に立っているのかどうかですね。そういうところもしっかり見た上で、私は締結すべきじゃないかと思えます。その点、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど要綱の住民への周知のことを言いましたけれども、先ほども述べ

ましたように、地域における合意形成の過程を重視することが必要であると。特に、各市町村の住民に対してはあらかじめ、あらかじめですよ、その定住自立圏協定案の趣旨及び具体的な内容を周知するものとするというふうにあるんですね。そういうことからいっても、こういうふうに急に、事前に今、こういう協定の協議をしているということは委員会には報告されておりますけれども、事実上、市民には全く知らされてない、そして今回、公的に表に出てきたのは、この本会議で提案されたのが初めてだというふうな中で、本当に中心部と周辺部というふうな使い分けをどうしてもするようになるわけですよ、定住圏構想の中で議論する場合には。そういうふうなことで、市民が理解されるのかどうか。こういう点については今回議決するということではなしに、しっかり担当の委員会でも議論していただいて、本当に定住自立圏構想の協定を結ぶことが宍粟市の活性化に繋がるのかどうか、十分時間をかけて判断する必要があると思うんですが、市長はこの3月議会での議決を望んでおられますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 端的に申し上げまして、この3月議会の議決を是非欲しいと、こういうことで御提案申し上げます。

ただ、言葉の中で中心部とか周辺部とか、響きはそれぞれ思いがあると思うんですが、私自身も決して言葉ではないんですけど、すり寄るとかそんな意味やなしに、それぞれの地域の持ったいろんな資源があります。先ほどおっしゃったような資源、相互に連携する中で、あるいは交流する中でそれぞれの資源が有効に働くだらうと、このように考えておりました、そういったことが今まさに地域創生の中でも求められておるんじゃないかなと思いますし、単独だけではどうしても限界もあるということで、近隣市町の中でお互いに連携できること、お互い相乗効果を出すこと、それぞれして今回の協定の中で、さらにこの圏域が活性化を図っていくということが私は望ましいんじゃないかなと、このように思います。

一つの例であります、かつて揖保川をしているところにもありますが、公園整備もしておりますが、木材がどんどん下流へ出て行って、塩や魚が上流へ上がってきたと、こういう歴史もありますし、そういう揖保川を通じての歴史や文化も当然あります。お互いのまちの特色を出しながら、圏域全体が発展することによって、私はそれぞれのまちへの定住へ繋がっていくものと、このように信じております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 言いましたように、要綱の中であらかじめ住民にきちっとこういう協定を結びますよということを周知してくださいよというふうなことが書いてあるんですね。ですから、今回の3月議会で提案して、いきなりこの3月議会の最終日までにとというのは、とても市民に対して周知を図るとか、それがいいとか悪いとかという判断を求めることは不可能ですよ。ですから、3月ということになしに、もう少し時間をかけて、議会のほうで決めたらいいことかもしれませんが、恐らく市長が3月議会でとおっしゃるのであれば、それに応える、議会の審議の状況にはよるかもしれませんが、そういう意向も尊重されるかもしれませんが。ですから、市長からそういうふうな3月議会ということではなしに、国がつくっている要綱ですから、国がわざわざそういうことをきちっと周知した上でというふうなことを言っているわけですから、そういうふうな時間的なこだわりということは持たずに、本当にいいのか悪いのか、私もまだはっきり勉強不足ですからわかりません。確かにいいことはたくさん書いてあります。お互いにプラスマイナス面を補う部分もあります。でも、本当にいいのか悪いのかというふうなことは、もう少ししっかりと資料も出していただいて検討しないと、今回の部分についてはわざわざあらかじめ市民に周知するものとするというふうな要綱で書いてあるわけですから、急ぐ必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） これまでも委員会の中で十分な資料が提供できたかは別にして、幾らか情報も提供しておるのではないかなと、こう思います。結論といたしまして、私としては3月議会で十分議会のほうで議論をしていただいて、妥当な判断をしていただきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第52号議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月25日、午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 4時40分 散会）